

平成26年舟形町議会第2回定例会第1日目

平成26年6月9日(月)

---

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 歙 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 結城 恵美	教 育 次 長 伊藤 幸一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 議員派遣の報告
  - 日程第5 町長挨拶並びに行政報告
  - 日程第6 一般質問
-

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時02分 開会

**議長** おはようございます。ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成26年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。なお、6月定例会は、全員協議会の申し合わせによりまして、上着を脱いでもよいことになっておりますのでご自由をお願いします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。4番佐藤広幸君、9番加藤憲彦君の両名を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期については、さきに議会運営委員会が開催され協議されておりますので、その結果について八鍬太委員長より報告を求めます。

**8番** それでは、私から。6月2日に開催されました議会運営委員会におきまして、平成26年6月の舟形町議会定例会の会期を、本日6月9日からあす10日までの2日間とすることといたしましたので、報告いたします。

**議長** お諮りします。本定例会の会期は、ただいま八鍬議会運営委員長の報告のとおり、本日から10日までの2日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって会期は本日から10日までの2日間とすることに決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 町長挨拶並びに行政報告

**議長** 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

**町長** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第2回6月定例町議会を招集しましたところ、何かと公私ともにご多忙のところ全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げたいと思います。

ことしの冬であります。3年続きの豪雪から、学習センターでは160センチメートル、舟形小学校では115センチメートル、旧富長小学校では160センチメートル、農村環境改善センターでは182センチメートルと平年並み程度の積雪となりまして、4年ぶりに豪雪対策本部の設置がなかった年となりました。そのために、ことしは枝折れ、ハウスの倒壊なども報告されておらず、好天が続いていることから農作業の稲の生育状況も順調に推移しているようであります。

さて、テレビ局のもてもてナインティナインにおいて、一番目に入籍されました伊藤浩氏の結婚披露宴が4月6日天童市で開催されました。現在、入籍4組、婚約された方1組と順調にきております。カップルとなった方々全員の結婚を祈っているところであります。町といたしましても、4月1日に新たに清流センター内に結婚サポートセンターを開設し、婚活イベントの開催あるいは結婚サポーターの組織化を図り、婚活事業を展開してまいりたいと思います。

4月18日、内山地内において林野火災がありました。約150平米が焼けました。消防団の迅速な対応により大事には至らず、ほっとしているところであります。最近、好天が続いております。乾燥しておりますので、今後とも消防団の皆さんには予防消防に努めていただきたいと思っております。

5月12日告示、19日投開票の舟形町土地改良区の総代選挙がありましたが、3選挙区とも総代の立候補届け出の数が選挙すべき総代の数を超えないため、30名の方々が無投票当選となりまして、20日に当選証書付与式が行われました。近年の農業を取り巻く情勢、TPPを初めとして米の生産調整が5年後に廃止されるなど大転換期を迎えており、土地改良区の役割も大変重要となっております。新総代の方々にご期待を寄せているところであります。

5月20日、畑作業中に男性が誤って三光堰に落ち流されました。男性の妻が助けを求め、近くで農作業中でありました長澤信雄さんご夫妻と次男の修平さん、叶内正一さん、叶内公直さんによって無事救助されまして、救急搬送されました。

5月25日では、本町では4回目となるドクターヘリの出動がありました。堀内農村環境改善センターに着陸し、県立中央病院まで宮城県大崎市の方が搬送されております。命には別状はないとのことでありました。

さて、今週の6月14日から9月13日までの3カ月間、いよいよ山形デスティネーションキャンペーンが始まります。5月24日、25日に開催されました第4回目の東北六魂祭では、2日間で26万人の出出があり、今山形県が注目されております。猿羽根山、若あゆ温泉、若鮎まつり、西ノ前遺跡などを中心に、多くの方々がこれから舟形町を訪れるものと思っております。この機会を逃さず、交流人口をふやしながら大きな経済効果になるよう誘客に努めてまいりたいと思っております。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、3月定例町議会以後の主な行事について、行政報告を申し上げます。

1つは、舟形町観光物産センターめがみの落成式及び食の祭典であります。

3月23日、舟形町観光物産センターめがみの落成式を信夫議長さん初め議会議員の皆さん、伊藤県議会議員、もがみ南部商工会舟形支部長、新庄駅長さんなど45名の来賓の出席者をいただきながら開催いたしました。当センターのオープンに伴いまして、舟形観光情報館と統合し、観光情報発信機能あるいは物産販売機能、そして喫茶機能など整備をいたしまして、町民のコミュニティーや観光に訪れた方々との交流を広げてまいりたいと思います。

また、落成式終了後、舟形町中央公民館において食の祭典「特産品試食会」を開催いたしました。食の祭典では、フードプロデューサーである多田シェフさんから講演をいただいた後に、100名の参加者を得て数多くの加工品や特産品の試食会を開催。参加いただいた方々からも好評を得ることができたようであります。

舟形町結婚サポートセンターの開所であります。今年度、新たに舟形町結婚サポートセンターを立ち上げ、結婚を真剣に考えている方への支援を行ってまいります。

主な取り組みといたしましては、第一に結婚サポーターを企業、地域から募集し、町で委嘱しながら、結婚サポーターは企業や地域の独身男性・女性で真剣に結婚を考えている方に、舟形町結婚サポートセンターへの会員登録を促しながら、その方々が望んでいる結婚相手を紹介し、結婚につながる橋渡しを行ってまいりたいと思います。

2番目といたしまして、昨年TBSテレビと協力して実施した「舟形の花嫁・お見合い大作戦」第2弾といたしまして、10月4日、5日に「ふながたプロデュース 舟形の花嫁・お見合い大作戦」を開催する予定で今進めております。イベントの実施に関しては、今年のイベント参加男性並びに女性を中心としたフナコン実行委員会を立ち上げ、企画運営に協力していただいております。

3番目といたしまして、サポートセンターでは、現在の最上広域婚活実行委員会、あるいはやまがた結婚サポートセンターとの連携を図りながら、県内の取り組みを広く紹介していきたいと思います。

カレーの会2周年記念イベントの開催であります。

4月13日、生涯学習センターにおきまして、カレーの会の2周年記念イベントが開催されました。地域交流サークルカレーの会（代表叶内悦子さん）は、毎月第2水曜日に内山公民館で、ひとり暮らし高齢者の方の交流を進めるために始めております。毎回20人から30人の参加者であります。このたびは、始まってから2周年になることを記念してイベントが開催されました。当日は町内外からカレーの会を支援するそれぞれの皆さんも参加し、100人近くの来場者の中で歌謡、踊り、手品などの舞台の後、カレーが振る舞われたようであります。

4番目、野村知義氏の舟形町産業経済振興戦略監就任についてであります。

4月21日、東京港区在住野村知義氏を、舟形町産業経済振興戦略監として任命いたしました。

野村氏は、旧飯倉小学校との児童交流廃止後も、東麻布街づくり協議会を設立していただき、20年以上にわたり交流を続けております。最近では、舟形ふるさとサポーターとして活躍していただいております。野村さんの役割、都市部における舟形町の特産品及び農産物の販路拡大、あるいは民間活力による地域経済活性化の推進役として、町の産業・観光の振興に携わっていただくことにしております。

富田消防団積載車のお披露目式であります。

4月20日、第5分団第9部の消防積載車のお披露目式が富田公民館において、地元町議会議員を初め、町内会長、消防団員等が一堂に会し行われました。今回、更新によりまして富田地区に配備された消防積載車の全体事業費は693万円となっております。

地方自治法60周年記念貨幣打ち初め式であります。

地方自治法60周年を記念して、47都道府県ごとのデザインをあしらった記念硬貨が平成20年から順次発行されております。山形県からは、ことし最上川とサクラノボをデザインした1,000円銀貨と、国宝縄文の女神が描かれた500円硬貨が発行されることとなりました。この記念硬貨の打ち初め式が5月1日、大阪市北区の造幣局本局で行われ、信夫議長さんと出席いたしました。山形県からは、ほかに吉村美栄子知事、山形県町村会会長遠藤直幸山辺町長、県関係者として松田勝夫関西西会会長、松本顕龍京都西会会長、金内均兵庫西会会長が出席されました。

この縄文の女神の500円硬貨は、7月ごろから金融機関で既存の硬貨との引きかえが始まりますが、猿羽根山の歴史民俗資料館でも引きかえを行うほか、縄文の女神里帰り展の期間中には中央公民館でも取り扱うこととなっております。

渡部広行氏、「郷土を護る消防団員」の消防庁長官表彰受賞祝賀会であります。

5月18日、消防団120年、自治体消防65周年記念山形県民大会におきまして、郷土を護る消防団員として表彰されました渡部広行氏の受賞祝賀会が新庄市内のおおともで開催されました。当日は、長澤最上広城南支署長さんを初め、奥山町消防委員会委員長、伊藤幅町内会長、さらに各消防分団の幹部ら58名の出席があり、盛大な祝賀会となりました。

最後に、ヒストリックカーミーティングであります。

ことしで3回目となります「ヒストリックカーミーティング in 舟形」が6月8日舟形アユパークで開催されました。毎年1万人を超す誘客がありますが、きょうの報告では1万5,000人の誘客だそうであります。町の行事としては若鮎まつりに次ぐイベントとなりました。ことしも120台来たようであります。クラシックカーが大集合する中、大勢の方々が、人の技が感じられる温かみのある曲線美やスタイリングの魅力に取りつかれていたようであります。

また、会場では舟形町物産店として、舟形町の特産品や郷土料理も提供するなど楽しい一日を過ごしていただきました。

以上、8件について行政報告申し上げます。

さて、本日本会議にご提案申し上げます案件であります。税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について1件、平成25年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について1件、平成25年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について1件、平成26年度舟形町一般会計、特別会計補正予算について2件、そして条例の制定について1件、以上6件についてご提案を申し上げます。慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、3月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページに記載のとおりであります。説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

---

## 日程第6 一般質問

**議長** 日程第6 一般質問をお受けいたします。順次発言を許します。

**2番** おはようございます。

それでは、質問書の通告に従い質問を行いたいと思います。まず最初に、「地域コミュニティの構築を」と題しまして質問を行います。

文献によれば、地域コミュニティとは、「地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りにかかわり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会を指す。地域コミュニティは、地域内に居住する住民相互の情報共有あるいは情報の対称性を特徴とし、住民相互の信頼関係が築かれている。地域コミュニティの住民が相互の生活保障に配慮しつつ、地域活性化に積極的にかかわっているのであって、地域コミュニティを持続可能な開発の担い手、草の根民活として位置づけることも可能である」と掲載されています。

町では、6次総合発展計画に、「第5章 互助・共有・自立による協働のまちづくり」の中に、自立型地域づくりの基本方針に、「地域コミュニティの再生を図り、協働によるまちづくりによって自立型地域づくりを推進します」と書かれています。大変愚問ですが、町で使っている言葉であります。この「自立型地域づくり」の「自立」ですけれども、町では「立つ」というふうな言葉を使っておりますが、もう1つの読み方として、漢字として「じりつ」の「りつ」ですけれども、「律する」というふうな形の言葉もあります。どうも私から言いますと、この町で考えているのは、「律する」ほうの地域づくりではありませんかというような感じがするわけでありませぬ。

いずれにしても、地域コミュニティを構築するためには、リーダーの確保が最も大切であるというふうに考えております。今のところ、その候補には町内会長の役割が大きいと考えております。

そういった中で、町では町内会長に担っていただきたいこと、行政が行うこと（行政職員の地域担当制も含む）について、町としてどのように考えているのか質問します。

次に、「ほほえみ保育園の運営を問う」と題しまして質問を行います。

平成25年度は、新生の舟形小学校がスタートしました。また、保育園と学童保育も教育委員会管轄となり、保育園1、小学校1、中学校1の就学前から義務教育課程終了までの一貫教育初年度となりました。

新たな体制構築のこの時期に、保育園の26年体制は正職員3名で少なく、臨時職員は25名となっています。臨時職員の内訳は、園長1名、事務1名、給食3名、運転手兼用務員1名、保母19名（うち有資格者が15名）の構成となっております。臨時職員の責任も正職員と変わらないのは理解できますが、組織統制の見地と一貫教育の目標を進めるためには検討が必要と考えます。

今後、町として正職員をふやす考えはあるのか。あるいは、これまで正職員をふやさないことは、指定管理者制度による運営もしくは完全民営化も視野に入れてのことなのか、質問いたします。以上です。

**町長** それでは、2番奥山謙三議員のまず最初の、「地域コミュニティの構築を」についての質問にお答えします。

地域コミュニティについては、奥山議員が述べられたとおり、その地域で暮らす人々の団体、集団、組織を意味するものと捉えております。ここでは、奥山議員の質問の趣旨から、町内会について答弁をいたします。

第6次総合発展計画第5章基本方針に、「地域コミュニティの再生を図り、協働によるまちづくりによって自立型の地域づくりを推進します」とあります。この「自立型の地域づくり」の「自立」についてであります。これは文中にあります「協働のまちづくり」を前提にしております。この「協働」とは、町民、町内会、各種団体、行政などが地域の公共的な課題を解決するため、目的を共有し、対等な立場でお互いの責任のもと役割分担しながら連携協力していくことであります。この対等な立場でお互いの責任のもとの活動が、自立に当たります。「自立」と、みずから律する「自律」の違いについて、辞書には自分で立つ「自立」は、「自分1人の力で物事を行うこと」。自分で律するの「自律」は、「自分の立てた規律で行動を規制すること」とあります。国語的な意味から考察しても、使い分けが難しいため、組織の活動状態から区別すると、みずから立つ「自立型」は、それぞれの組織が独立した目的で活動している状態であろうと思います。一方、みずから律する「自律型」は、1つの大きな全体の目標に向かって、それぞれの組織が役割を果たす状態であろうと思います。その時々々の活動内容や見方によって、「自立型」と、律する「自律型」は変化するものであろうというふうに思います。そのような観点から、どちらの意味にも使える平仮名に表記したほうがよいのかもしれませんが、



ご理解いただきたいと思ひます。

次に、地域コミュニティを構築するリーダーである町内会長と行政の役割分担についてあります。

町内会長は、町内会を自主的、民主的に運営し、その組織をまとめる責任者としての役割と、行政との連携などの役割があります。

次に、行政の役割についてありますが、行政サービスを、1つは全住民に必要な不可欠なサービス、2番目は特定の住民にとって必要な不可欠なサービスに分類して考えたとき、1については、行政の業務として内容を明確にした上で全ての町内会長さんに役割を担っていただくことになると思ひます。例えば、行政情報を住民全てに提供するため、定期的に町報とお知らせ版を全戸配布していただくという明確な役割があります。2については、例えば高齢者世帯の除雪支援であります。町内会によって状況は大きく異なるわけあります。地域の課題は同様なものもありますが、地域ごと、世帯ごと、また時と場合によって異なったり変化することがあります。そのため、こうした課題をあらかじめ明確にして、一律に行政の役割として対応することは難しいものがあります。それを克服するには、地域の方々との話し合いを通して、さまざまな課題を整理して、行政と地域の役割分担を明確にすることにより解決策を探ることが重要であるというふうにお思ひます。

町では、住民みずから課題解決と地域づくりに取り組む事業として、平成21年度から地域づくり総合支援事業を推進しております。この事業を行う際には、担当職員が町内会長初め役員の方々とともに企画・実施・評価における一連の活動にかかわっております。

このように、地域コミュニティの構築や再生には、住民が主体となって話し合うことが大切であり、そこに地域おこし協力隊も含む行政職員がかかわっていく中で、それぞれの課題解決のために町内会長と行政支援の役割が見えてくるものというふうにお思ひます。

次に、「ほほえみ保育園の運営」についてのご質問であります。

現在、保育園の人員体制は、2番議員のおっしゃるとおりの職員構成となっております。当然、保育士配置の最低基準を十分満たす人員体制で運営しているところあります。しかしながら、ご指摘のとおり正規職員は現在3名となっております。今後、正規職員としての保育士採用は予定しておりませんが、昨年度から保小中の一貫教育を目指すため、保育園の管理運営の一部を除きまして、教育委員会の管轄としております。また、教育長を室長とする子育て支援推進室を置きまして、子育て支援施策として保育園の運営についても検討させております。

保育園の民営化関連の経過については、平成16年度に国の三位一体改革で町が作成した集中改革プランで最初に触れております。これは、国の改革で公立保育所運営費補助金制度が廃止されたことも相まって、保育所の統合とあわせて民間活力の活用ということで打ち出されました。平成20年度までの統合までに、保護者へのアンケートや座談会等を開催し、保育サービス

等への意見とともに民間委託についても協議をしたところであります。

その結果、平成18年5月に保育所統合に関する方針をまとめ、文教民生常任委員会あるいは議会全員協議会に提出し、その説明の中では「経営形態は公設公営」と記載されております。

その後、舟形町心の世紀行財政改革推進委員会の建議書が平成23年1月に提出されまして、「こども園や民間保育所、これまで同様の直営による施設運営と将来の子育て支援政策の方針を定め、町に合った保育行政の推進に努めるべきである」という建議がされました。

現在、正規職員の不採用を前提にこれからの運営を考えると、アウトソーシングでの運営も当然選択肢の1つであります。その場合、保小中の一貫教育における目標をどのように町が管理していくことができるのか、またどういった運営形態であれば保小中一貫教育が実現可能となるのか、今その課題を整理して検討しているところであります。

しかしながら、正規職員の不採用、民間委託については、行財政運営全般を見据えながら、保護者、地域住民の理解も得なければ判断できないことでもあります。今後、課題を整理し進めてまいりたいと考えております。

**議長** 再質問を許可します。

**2番** ありがとうございます。まず最初に、この地域コミュニティの中で、「じりつ」の言葉の意味はともかく、基本的に私が考えるには、やっぱり「律する」のほうから入って行って、そしてその発展形態の中で「立つ」のほうにかかわっていくのかなというふうな感じがするわけでありまして。最初から、ほかとかかわりなく自分でやっていく、自分で立っていくというふうな物事の考え方でいく「自立型地域づくり」というのは、非常に危険性があるのではないのかなというふうに思うわけでありまして。

そういった中で、当初はやっぱり「律する」のほうの自律で、その地域、行政、そしていろいろななかかわりの中で発展して、そしてその後において「立つ」のほうに移行していくのではないのかなというふうな感じがしているわけでありまして。

そういった中で、1つ最初に聞きたいのは、町が考える地域コミュニティのありようといいますか、こういうふうな地域になってほしいんだというようなところがありましたら簡単に、お聞きしたいと思います。

**町長** まず、「自立」と、「自分で律する」という表現でありますけれども、櫻井准教授のこれまで五、六回研修会をやりましたけれども、櫻井先生のお話の引用を考えてみますと、行政依存から自立するんだということが前提のようでありました。したがって、そういう意味でみますと、自分で立つというふうなものが一番いいのかなというふうに思います。

ただ、先ほどの答弁の中でもちょっと申し上げましたけれども、自律、自分で律するというふうなものが、今は町内会、町民、あるいは各種団体等が1つの目標に向かっていくのだというふうな意味から捉えますと、自分で律するという表現も当たるのかなというふうに思います。

と、どちらにしても言葉はそうであれ、ただ地域コミュニティーというふうなものからしますと、やはり行政依存から一歩抜け出して、みずからの地域はみずからが、自分たちで自助努力というふうなものが一番の建前ではないのかなと。その中には、昔風に言えば結の考え方と申しましょうか、自分たちでお互いに助け合って支え合うというふうなものが、やはり地域コミュニティーの一番の大きな根幹ではないかなというふうに思っております。

**2番** ちょうど今、櫻井先生の話が出たわけでありましてけれども、私も何回か聴講しましたけれども、その中でやっぱり一番大事なのはリーダーと。リーダーの資質とといいますか、そのリーダーによってその地域がどういうふうにとままっていくのかが、がらりと変わってしまうというふうな話を何回も聞いております。

そういった中で、リーダーとしての条件とといいますか、こういうふうなリーダーでないと地域は持っていけないんじゃないかというふうなところ、町長が考えているリーダーの条件等もう少し詳しく聞きたいと思います。

**町長** リーダーという定義であります。先頭に立ってぐいぐい引っ張っていくというふうなものもあるだろうし、ただ考え方として私は、全て町内会長がリーダーになることはいかなものかというふうに思います。町内会長は、先ほど答弁でも言ったとおり、その町内会の運営というふうなものをやっぱり統率する方が町内会長でありますので、最もいいのは町内会長がトップにいて、そこに何々部長さん、何々役員というふうな数個の組織体があるわけでありまして、そういう町内会長の下の役員の方々が、やっぱりこのリーダーを担っていくのが一番いいのかなというふうに思います。

ですから、この人材育成が最も大事であろうというふうに思います。人材育成をするためには学習です。学習をやっぱり徹底的にするというふうなことが一番いいのかなと。人材育成の最もいい方法は学習ですから、公民館活動、それから社会教育活動、こういう勉強の中でリーダーを学習してリーダーを育成するのが、今一番いいのかなということは、自治会の活動とそれから公民館活動なりあるいは社会教育活動というふうなものが連携して、学習を積み重ねてリーダーをつくっていくだろうというものが、これから求められる時代ではないのかなというふうに思っています。

**2番** 今、町長の答弁の中でヒントになるような話でありますけれども、櫻井先生の講演の中で、その前に尾花沢市の細野集落の町内会長さんの話を聞く機会がありました。その中で感動を受けたのが、これまでですと町内会長がこれまで話したとおり地域のリーダーになってやっていくというふうな進め方だったわけでありましてけれども、そこで一番感銘を受けたのが町内会長、町内会の組織と細野地域づくり協議会を別組織につくっているということなんです。要するに、町内会は町内会の活動をしながら、細野地域づくり協議会は地域づくりの協議会として活動をやっていくと。そして、会員は町内会全世帯全会員がその地域づくりの協議会のほうにも入っ

てくると。現在の町内会長さんが初めて地域づくり協議会の会長にもなって、初めてイコールになったという話を聞いています。前は、現在の町内会長さんになる前は、町内会長さんと地域づくり協議会の会長が違っておったというようなことなんです。要するに、町内会の活動というのはどうしてもその世帯主の参加がほとんどであります。ところが、細野地域づくり協議会というものは、やっぱり地域づくりに興味があるといいますか、参加したいというふうな老若男女かかわりなく全てを網羅できるというようなところで、その町内会の組織と地域づくり協議会の会員は同じなだけけれども、そういう別組織で活動をやっていると。それで資金面は町内会のお金を使うと。当然、協議会で収益が上がれば、そのもうかった分は町内会のほうに還元してやるというようなところで、そういった関係を構築しているものですから、町内会のほうでも何ら問題なく町内会の活動と地域づくり協議会の活動がやれているというようなところで、一番感動を受けたのが、その町内会長さんが言ったのは、「みんながみんなボランティア的な気持ちを持っているわけではない。だけれども、気持ちのある人を育成していくのが俺の仕事だ」というふうな言葉なんです。やっぱり、地域づくり協議会のほうで気持ちのある者を育成していく、ボランティア的なものを育成していく。こういうふうな組織をつくっていかないと、今の町内会の単なる組織だけでは地域づくりまでなかなか持っていけないというふうな感じがするわけでありまして。

そういった中で、これまで何回となく櫻井先生の話とかいろんな話を町のほうで段取りしてくれたわけでありましてけれども、最近そういうふうなことが全然なくなってきているなという感じがするわけでありまして。先ほど来町長が言っている勉強というふうなことをすれば、もう少し町のほうとしてもアクションを起こすべきではないのかなというふうな感じがしますけれども、どうでしょうか。

**町長** 今この資料に、尾花沢の細野地区の取り組みを学ぶという櫻井先生の講演の内容があります。今、奥山謙三議員が言ったとおり、私もその前に言ったとおり、町内会長が全てがリーダーでなくてもいいんだと。これが根本なんですよ。全て町内会長がするという事は、その活性化の源にはならないんだと。数多くの方が、活動の方々がいっぱいいればいいほどいいと。ですからそれが細野地区の場合は、このまちづくり、地域づくりですか、細野地区の地域づくりの委員会というかそういうものをつくったのであろうというふうに思います。ですから、あるときはドッキングすると。町内会長は一切構わないというか、別な立場で委員会をつくって地域づくりをやっている。これが本当だというふうに私も思います。そういう地域づくりにすれば最もいいのかなというふうにも思います。

ただ、櫻井先生のやつは、21年から8回ほど、9回ほど、町に来ていろいろ勉強会をしています。26年度、これからも沼澤課長のほうで計画したいというふうにありますけれども、櫻井先生の原点という、話し合いをして何が課題であるのかということをもっと拾い上げて、そして

そこからリーダーなりを育成すればいいのかなというふうなものが櫻井先生の大きな目標ではないかなと思いますので、そういうふうな面でこれからはもう少し一歩前進して、例えば福寿野町内会はモデル的な町内会でありますので、そういう面を先駆的に、やっぱり奥山謙三議員の福寿野町内会などもモデルとして、そういう取り組みをひとつお願い申し上げたいと思います。

**2番** 確かに町長がおっしゃるとおり、町内会長イコールリーダーである必要はないわけであります。ただ、一番近くにいるのが町内会長ではないのかなというふうな感じがしたものですから、そういうような質問をしたわけであります。であるとすれば、新たなリーダーを育成していくためには、やっぱり教育と言ったら語弊がありますがけれども、何らかの形でいろんな場面の中でやっぱり教えていくといいますか、そういうことをやっていかない限り、リーダーの育成にはつながってこないというふうに思うわけであります。

そういった中で、でき得れば町職員ももっともっと、そのリーダーになる必要はありませんけれども、脇役としてもう少し協力してもらいたいなど。やっぱり、町職員もその地域で生きていることは間違いないわけでありますので、その地域の中でサブリーダー的な形でもっともっと入ってもらいたいものだなというふうに感じますが、町職員のかかわりを町長はどのように考えていますか。

**町長** 前段の中で、町内会の組織づくりということで、大小、中小の町内会がありますので、そういう町内会とは別に活性化委員会というか、地域づくりというような、できる町内会とできない町内会もあるかと思っておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

櫻井先生のお話にもこれまで9回、10回の中でもありましたけれども、自主的に、行政依存から自分たちの地域は自分たちでつくり守り、そして育てていくのだというものが基本理念でありますので、役場職員がその中に入って1から10まで全部企画立案というふうになりますと、その辺がなかなか難しい面があるのかなというふうに思いますので、その辺は今の段階では要請があれば専任の職員が行って指導するというふうなものを今やっておりますので、その辺も内容をもう少し精査しながら、町内会が動きやすい組織なり、あるいは自立の道に歩むような指導体制というか、そういうようなものも大事な要素ではないかなというふうに思いますので、全てが行政職員依存というふうになりますと、なかなか自立も、あるいは自分で律することもできない面が出てくるのかなというふうに思いますので、その辺はもう少し内部でも検討しながら対応したいと思います。

**2番** ただいま町長の答弁の中に、なかなか町内会活動もおぼつかないような集落も出てきているというふうな話がありましたが、確かに31集落だったかな、その中で余りにも戸数が減り過ぎて活動ができない集落があります。そういったところをやっぱりフォローしていくためには、旧学区ごとの地域コミュニティというふうなものももう少し強化していくべきじゃないか

なというふうに感じます。というのは、やっぱり富長地区で言えば馬形地区なり小松地区、この集落についてはなかなか町内会活動ができない場面が多々あるわけでありまして。でありますけれども、その中で若い方々はやっぱり何らかの形でやっていきたいというふうな思いもあるわけでありまして、この辺をやっぱりフォローしていくためには、学区ごとの地域コミュニティーというふうなものも強化していくべきではないのかなというふうな感じがします。

あと、その地域コミュニティーばかりではありませんけれども、酒田市の中に私の友達が職員ですけれどもおりますけれども、その方と話をしますけれども、その方は合併前は松山町の職員でありましたが、合併しまして酒田市の職員になったわけでありまして。その松山町と酒田市の違いというようなところを簡単に彼が言うには、「民間ができるものは全て民間に任せているというのが酒田市である。非常に入ってみてびっくりしています」と。一例として、地域コミュニティーも、前にコミュニティセンターの活動ということで一般質問したわけでありましてけれども、これとしても民間に任せているというふうな形なんです。酒田市では補助金、私が知っている地域コミュニティセンターは年間で400万円程度活動資金をもらって活動しているようでありましてけれども、もう少しやっぱり民間に任せられるところは任せてもいいんじゃないのかなというようなところで、ぜひ酒田市あたりに研修に行ってもいいんじゃないのかなというような感じがします。

そういったことで、学区単位の地域コミュニティーの強化について、考えがあるとすれば聞きたいと思います。

**町長** 今、酒田市のご質問がありましたけれども、私も前に奥山議員が、前の議会でしたか、あったやつをちょっと引用しながら酒田市のコミュニティ活動、指定管理者制度を設けておりますけれども、これは基本的には酒田市も合併した市であります、平田町とか。ですから、旧町村の公民館に対してコミュニティ活動を失うことなく今も継続しているという様相のようであります。ですから、酒田地区において三十二、三の地域コミュニティーがあって、全て指定管理者制度をとっている活動だそうであります。お金のほうも400万円から多いところで600万円やっているというふうなことで、ただ舟形町にこれを当てはめた場合に、果たして指定管理者制度でやっていけるかどうかという問題も出てくるのかなというふうに思います。酒田市は大分大きな町村でありますので、ですから中小の地区となりますとなかなか難しい面もありますけれども、ただ今の小学校単位の旧単位、長沢あるいは富長、それから舟形、堀内という地区については、私も再三前に申したかもしれませんが、長沢地区では長沢遊々塾というふうな地区でまとまりをしながら活動をしている例もありますので、私の望みはやっぱりああいう長沢遊々塾のような、これは子供たちのことでありますけれども、舟形地区も、それから富長、堀内のほうも、酒田市になるかちょっとわかりませんが、そういう地区の地域活動、地域づくり活動、これはあつてしかるべきだろうというふうにも思いますので、この辺は

各集落の地域づくりと分離といいたいでしょうか、統合しながらも地区のあり方というふうなものも舟形方式というふうなものを編み出していてもいいのかなというふうに思います。

**2番** 地域コミュニティについて、やっぱり町のほうとしてもリーダーの育成について、これからは特段の研修会等を開催していただきながらリーダー育成をお願いしたいというふうに思います。

その次に、ほほえみ保育園の運営のほうで再質問させていただきます。

今後とも正規職員の採用は考えていないというふうな回答であります。やっぱり一番は人件費等の経費が高くなるというふうなところでの不採用という考えなのか、聞きたいと思えます。

**町長** 保育園の民営化云々でありますけれども、何と云っても人件費がひとつあろうというふうに思います。今、25名の人件費でありますけれども、今正規の職員が3名であります。3名の人件費であります。1人900万円です。3名で2,680万円。それから、25名の臨時職員5,600万円。これを25名で割りますと、1人230万円。こういう数字上から申し上げますけれども、こういう実態もあるというふうなこと。

それから今、子育て支援計画というふうなものもありますけれども、ここにも民間の利用というふうなものも若干載っております。ですから、今保育園が一本化になりまして、教育委員会に昨年からは運営のほうをお願いしておりますけれども、行革の面もありますし、当然これから新規の採用というふうになりますと、新規の採用については舟形町の定員管理計画では、平成30年度まではまだ新規採用はしないというふうなことで今進んでおります。その根底は、やはりこの人件費。それから、もう1つは平成19年に議会の皆さんで職員の総数というふうなものは100人に1人、1,000人に10人というものが一番大きいのかなと。それに付随して今の定員管理計画、あるいは子育て支援計画というふうなものの中のものにのってきたのかなというふうに思います。これは行革なり、あるいはいろんな立場でこれから検討しなければならないわけでありまして、仮に指定管理者にしたとしても、今の舟形町が町営でやっている方式というふうなものが指定管理者になってもできないのかどうかというふうなものを、今教育長のほうの子育て支援室のほうに検討させておりますので、もしも状況がわかれば教育長などにも答弁させます。

**教育長** 教育長が支援室長になっております子育て支援室の民間についての議論につきましては、教育委員会のほうに委託するというふうな方針になって以来の議論になってございます。

それで25年、昨年度管轄になりまして、ヴィーナスプランに基づく保育がスタートいたしました。いわゆる議員さんがおっしゃる一貫教育がスタートしたというふうなことになると思います。この中で、保育園の管理運営を話し合う際の現状、課題が出されております。3つほど挙げれば、やはり1つ目は臨時職員と正職員のバランス。2つ目は、緊急の際の対応や責任のこと。

それから3つ目が、やはりマンパワーとしての資質の向上というふうな点でございます。こうしたことは、やはり正規職員を採用しないという前提で進めておるところの現状把握または課題でございます。

そういうふうな中で、指定管理者による民間委託というふうなところでの課題を今整理しておるところでございます。この課題をちょっと4つほど挙げれば、先ほど町長が答弁で最初に申しあげましたように、1つ目は保小中の一貫教育のあり方及び町としての目標管理でございます。これは、やはり1番の課題だろうと思います。つまり、民間委託しても目標管理をしっかりした形で引き継いでいただくような指定管理者というふうなところが大きなところかと思えます。あとは2つ目として、保育サービスのあり方。例えば、保育の実施、保育料、延長保育と、そういったことになろうかと思えます。3つ目は、送迎バス等。4つ目として、これも委託経費の考え方。先ほど出ているような人件費と委託料を比べた場合、そういったことの議論になろうかと思えます。

こういったところを、今後さらに今進めております福祉サイドの子育て支援の計画とあわせて、さらに詳しく進めていきたいというふうに思っています。

**議長** 奥山議員、時間を見ながらお願いします。

**2番** わかりました。保育園の運営だけじゃなくて、町の行政全てでありますけれども、職員数をふやせないとなれば、先ほど言ったとおり外部への委託と、民間委託というようなものも本当に真剣になって考えていかないと、正職員は減っているけれども臨時職員がふえていくと。この現実が変わらないというふうに思いますので、ひとつ民間委託というようなことにつきましても真剣に考えていただきたいと思えます。

大変ありがとうございました。

**議長** 以上をもって、2番奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

**3番** 私からは、「農家を減少させない農業政策を」と題してご質問いたします。

国は、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を解決するために、攻めの農業と称して、人・農地プランを前面に打ち出し、人と農地の問題を一体的に解決しようとしております。しかし、この事業は高齢農家や小規模農家には大変に厳しい対策であると思えます。

例えば、農地集積のための総合的な対策として、農地の出し手に農地集積協力金の支援がございましたが、お金で農地を集約するだけでは高齢農家の経験や知恵が失われ、地域のつながりが薄れてしまい、結果的に農村が衰退してしまうのではないのでしょうか。

また、中心となる経営体に農地を集積することにより農家が減少してしまい、経営が安定する一部の人だけが残ったとしても、集落の機能が維持できなくなる懸念もあります。高齢農家や小規模農家にもっと優しい対策が必要であると思えます。町主導による地域での徹底した話



し合いが大切であり、地域の意向の積み上げを尊重し、そして地域の実情に応じた自治体農政を農家の立場で考えることが最も重要であると考えます。

また、農地中間管理機構において、受け手、つまり借り手のいない農地であっても、中間機構に申請すれば借りてもらえ地代も支払ってもらえるという単純な仕組みにはいささか疑問を感じているところであり、さらには中間機構に農地を借り受けてもらえば基盤整備も無償でやってもらえるといった恩恵にも疑問を感じております。

農地中間管理機構の業務の一部を担っていく町として、高齢農家、小規模農家とどのように向き合い、そして農地集積、耕作放棄地の問題をどのように解決していくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、3番斎藤好彦議員の「農家を減少させない農業政策を」についてのご質問にお答えします。

政府は昨年秋、生産調整協力者への定額補助金の減額や廃止、または減反政策の将来的な廃止を含む米政策の見直しを決定するなど、農業政策の大転換期を迎えております。

改革の背景には、斎藤議員の質問にもありますように、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、さらには小規模経営体質が挙げられます。また、環太平洋連携協定交渉により、農業の国際競争力強化も不可欠の状況となっていることもあります。

国では、農業の競争力強化を図り、効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、10年間で全農地の8割を大規模農家など担い手に集約する方針を示しております。さらには、山形県では現在5割の集積率を9割まで集積を伸ばす計画を上げております。

舟形町の現在の担い手農家への集積率は6割であります。稲作経営規模拡大の取り組みは重要な課題と捉えております。

そのような状況の中、舟形町では基幹産業である農業について、次のとおり重点的に取り組んでまいりたいと思います。

1つは、園芸作物等の高付加価値作物栽培への経営転換であります。

農家所得の向上を図るため、ネギ、ニラ、キュウリ、アスパラガスなどの主要作物の生産拡大、行者ニンニク、タラの芽、ウルイ、フキノトウなどの冬期作物による周年栽培農業を推進しております。具体的な支援策として、園芸作物の種子助成、機械購入支援、園芸作物栽培セミナーの開催、さらには営農指導体制の強化に取り組んでおります。

2つ目として、集落営農組織の育成であります。

これからの農業は、機械や施設の過剰投資を解消し、集落単位での農地利用の合理化を図り、専業農家あるいは兼業農家、または高齢者の役割分担を明確にして、集落全体で営農に携わっていく体制を整えていく必要があります。集落営農の取り組みについては、農業生産コストの低減や集落単位での効率的な農地集積、あるいは園芸などとの複合経営による計画的な作業に

よる各年代層の就農機会の確保を目指すものであります。

3つ目としまして、農業後継者の確保、地域リーダーの育成であります。

舟形町の平均年齢は64.5歳と高齢化が進んでおります。その中でも50歳以下の農業就農人口は約1割しかなく、農業後継者不足は深刻な状態にあると言えます。その対策として、新規就農者の確保が不可欠であることから、国の支援事業である青年就農給付金事業での取り組みを強化しております。昨年度は2名の該当者でありましたが、今年度は5名の方を予定しております。

4点目として、生産基盤の整備であります。

舟形町の水田の整備率は県のデータによりますと52%であります。まだまだ高い水準とは言えないわけでありまして。今現在、小松・原田地区と福寿野地区で圃場整備を実施しておりますが、農業生産性の向上、農地利用集積の進展、耕作放棄地の防止などの点から、今後も継続して取り組んでまいりたいと思います。

5点目としまして、現有農地規模における営農計画の検討であります。

舟形町の農家1人当たりの平均耕地面積が2.56ヘクタールです。この農地規模の中で稲作プラス転作田を活用した多品目園芸作物、さらには冬期作物による周年栽培農業に取り組むことによりまして、農業従事時間をサラリーマン並みに設定し、高い農業所得を目指すモデル的な農家の育成に、今年度、活気あふれる農業推進機構において今取り組んでおります。この取り組みの成果については、今後の小規模農家の一つの指針となり得ることが期待されております。

次に、農地中間管理機構であります。

5月15日の舟形町農業再生協議会通常総会において、農地中間管理事業の業務を当再生協議会が受託することで決定しております。総会時の質疑でも斎藤議員より心配していただいております。農地中間管理機構で、借り受ける農地の基準についての質問が多く出されました。このことについては、5月13日に県主催の農地中間管理事業に係る市町村担当課長会議が開催されまして、その中で借り受け基準についての説明がありまして、その会議で示された内容は、農地中間管理権を取得する農地の基準についてであります。「再生不能、あるいは遊休農地、または貸し付ける可能性が著しく低い農地は借り受けない」との具体的な見解を初めて示されたのであります。このことは、これまでの農地借り受けの考え方に対しての情報とは非常に大きく後退しておりまして、中山間地域を多く抱える舟形町にとりまして大変危惧されるものであります。

また、機構で実施する農地の基盤整備事業については、簡易的な基盤整備であります。借り受け希望者が整備を希望していく土地所有者の同意が必要でありまして、かつ山形支援センターが必要と判断した場合に実施することができますが、そのときの補助残負担金は借り受け者が負担することとなるようであります。この件も斎藤議員の質問にあるような、無償で整備し

ていただけるようなことはないようであります。

この農地中間管理機構はことしからスタートするわけであります。詳細についてはまだまだ不透明な内容が非常に多いというふうに思います。今後、県の指導をいただきながら、農地中間管理機構の目的である農地の有効利用の継続、農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を具現化するために、基盤整備の取り組みというふうなものも強化しながら、地域内での話し合い活動を活発化して、日本型直接支払制度を有効活用して健全な農地保全に努めていくことが、持続性かつ将来につながる農地の有効利用というふうに考えております。以上であります。

**議長** 再質問を許可いたします。

**3番** それでは、二、三再質問をさせていただきます。

まず初めに、集積率の件でございますが、答弁の中にもございますが、山形県では担い手への集積率を9割までにするという計画でございます。今回の国が示しておりますプランでは、農地を一気に全て手放さないと補助金の対象にはならないというような言い方を言っているようでございます。全部手放して農業をやめるというには、相当の農家の方々の覚悟が必要だと思えます。いずれ時が来たらやめるわけでございますので、誰かに預けてやっていただくわけでございますので、何も補助金を交付することによってその集積率といいますか、それを加速させなくてもいいんじゃないかと私は思うのですが、そのあたりを町長はどうお考えでしょうか。

**町長** 農地集積については、その前段が先ほど斎藤議員の質問があったとおり、人・農地プランの具現化であるということが前提であります。これは3年前から人・農地プランで農地の集積をして、これから誰がその耕地をするのかとかというのが人・農地プランでありますけれども、それを具現化するのが今回の農地中間管理機構の大きな役割であろうというふうに、3月18日の仙台の農政局長と各首長さんとの懇談会で、これは明言しておりました。ですから、人・農地プランというものをどう具現化するかというふうなものが、また大きな視点ではないかなと思えますので、その辺はこの前の再生協議会でもお話がありましたけれども、再生協議会は皆さんもご承知のとおり、町、農業委員会、土地改良区、あるいは生産者団体、それから米の出荷業者、あるいは農地実行組合長、認定農業者の会等の集まり、十二、三の機関の集まりでありますので、これをしていくためには町だけではできませんので、そういう関係機関と連携をしながら、この舟形方式のやつを取り組んでまいりたいなというふうな思いが今の率直な意見であります。

**3番** この中間管理機構にしる、農地プランにしる、始まったばかりということで、詳細についてこれからだということでございますが、先ほどの答弁の中にもございましたが、中間機構での借り受けの基準の考え方が若干後退してきたというようなこともありますので、別の視点

からこれらについて考えるべきではないかなと。集積も必要かとは思いますが、農家の収入が安定するような、そういう道筋をつけるほうが先決ではないかなと私は思うところがございます。先ほど申し上げました基準の考え方の変更なり、山形県の考え方がございます。きょうは伊藤先生も見えているようでございますけれども、山形県ではその機構の考え方でございますが、機構があっせんして農地を保有する期間ということで、2年ということで決めておるようでございます。2年間で借り受け、借り手がなければ、貸し手にまた返すんだよというような決まり事をしているようでございますが、この2年間、全然動かない農地についての管理といいますか、そのあたりはどなたがどうやってやるような仕組みになるのでしょうか。そのあたりを教えていただきたいと思っております。

**町長** 詳細については有路課長からひとつお願いします。

**産業振興課長** 今の質問の、2年間農地管理機構のほうに貸し出しになって、そして受け手がなくて管理機構で管理している期間の農地の保全については、農地中間管理機構で管理していくというふうな考えになります。

**3番** そうすると、農地中間管理機構というのは舟形町の場合は再生協議会が担うわけですよね。再生協議会の中で管理をしていくと。再生協議会というのは、その職員体制とかそういうのはどういう体制であって、具体的にどのような仕事をして、その内容についてはどんな形で町民に周知していくおつもりなんですか。

**町長** 農地再生協議会の会長は私です。それで、事務局は有路課長以下。詳細は有路課長からお願いします。

**産業振興課長** 今、町長のほうからも話があったんですが、舟形町農業再生協議会の構成につきましては、13機関のいろんな機関で構成されております。農業委員会、農協さん、あるいは共済組合、土地改良区等々農業の関係機関で構成されているのですが、この農地の維持につきましては、例えば草刈りとか耕うんとかというふうな作業になるとすれば、この再生協議会のほうでその機能の活動でき得るところが担っていくと。それで、その経費については県のほうから農地中間管理機構のほうに委託金が来るわけなんです、その委託金においてその携わった機関のほうに経費が行くというふうな流れで考えております。

**3番** 何かちょっとよく理解できないのですが、今課長がおっしゃった「担っていく組織」というのは具体的に、ちょっとこまいことを言って申しわけありませんが、例えば草刈りをするのは誰、耕うんするのは誰と、そういう体制はまだ決まっていないわけですか。

**町長** じゃあ、もう一回有路課長お願いします。

**産業振興課長** この前、舟形町の再生協議会で農地中間管理機構の業務を受託するというふうな決定をしております。その中では、そのいろんな受託・委託内容の話もなりましたが、何せ第1回目の会議というふうなことなものですから、詳細なケース、今話した例えば草刈り、あ

るいは農地集積のどういうふうな働きかけをするかというふうなものの詳細の再生協議会での打ち合わせはこれからになります。

先ほどの質問で、「農家さんへの周知は」というふうなところもあったんですが、今事務局で考えているところの予定ですと、農地中間管理機構の農地に出していただく方、あるいは受けていただく方の募集を当面するというふうなことになるんですが、この時期については恐らく7月から8月ごろに同時に募集をしていきたいなというふうなことで事務局では考えております。以上です。

**町長** この前の再生協議会で、先ほど言ったとおりに、町が、私が会長です。その後に農業委員会とか土地改良区等がありますけれども、役割分担があるんです。例えば、地域再生協議会で貸し借りの掘り起し、あるいは貸付規模の取りまとめするのは誰なのかと、これは役場でしましょうと。それから意向確認、これは農協さんでやってもらいましょうと。それのおのあの役割分担は、実はあるんです。ただ、役割分担というのなら、まとまるのはどうするかというものが、これは懸案事項でありまして、この役割分担イメージも、一番大きいのは農業委員会です。貸し借りの農地法のやつもあります。農地法、農業委員会、一番多いのかなと思います。あるいは農協さんも大分あります。それから、土地改良区。これは耕作放棄地等のやつがなかなかここでできないものですから、ですから土地基盤整備というようなものもやっぱり大事な要素になってくるのかなというふうに思います。あるいは農業共済組合、それからもう1つが生産者の組織と、こういう6機関あるいは団体等の役割分担があるにしても、これをどういうふうに運用していくのかというのがなかなか難しいと。具体的にはさつき有路課長が言ったとおり、6月か7月以降に具体的になってくるのかなと。

そういうふうな面で、先ほど斎藤議員から質問があった、「借り受けに負担金があるのか。圃場整備もただなのか」というようなことが、当初と大分違って来たということもありますので、まだまだこの中間管理機構のありようというふうなものが、3月18日の農政局長の会議のときにも一番最後に局長さんが言った言葉、「走りながら、まず検討していきましょう」という状況でありますので、その辺もひとつご理解願いたいと思います。

**3番** じゃあ詳細がまだということで、走りながら一緒になって協議をしていく、いいものにつくり上げていくということでございますが、その中で農家の方々の話をちょっとお伺いしますと、「今の規模、一気にじゃなくてだんだんと縮小したい。段階的な方策が必要だ」と言う方がいらっしゃいます。やっぱり、全て一気にやめてしまえば、その農家の生活が成り立たなくなるわけでございます。今回のこのプランで農地集積協力金ですか、これが生活できるような補填があれば一気にやめるということも可能という考え方があるかと思いますが、そうはいかないと思います。そこが一番の問題であって、そのあたりを十分に検討していかないと、このプランも何も進まない、何もならない、絵に描いた餅のようなものになってしまうという

ことを私は思うわけでございます。

そこで、もし徐々に、少しずつでも縮小していった場合に、その農家に対する先ほどの集積協力金のような補填的なものを町独自で何か考えはないか、そのあたりをお伺いします。

**町長** この大転換を現段階で煮詰めておりませんが、まず3つあります。1つは、大規模農家へのこれからの取り組みと。これは、当然認定農家の皆さんです。この前、認定農業者の協議会の総会のときに私は申し上げましたが、今75名おります。人・農地プランの受け皿というふうになりますと、当然この認定農業者の皆さんにお願いすることになるだろうというふうに思います。したがって、大規模農家と小規模農家の連携です。連携をどういうふうにやっていくかと。例えば、大規模農家75名に農地を集積するというふうに仮定したとしても、私はずっと前に言ったかもしれませんが、そういう構想になったときに、小規模農家で田んぼをやめて、そこに大規模農家に働く組織はできないものかどうかと。これはそば刈り機利用組合の段階で申し上げたつもりであります。

それから、小規模農家であります。小規模農家はこの答弁にはありますけれども、今の段階で周年農業をやれば、今、活気あふれる農業推進機構で1,000万円を目標にしてやってくださいということでモデル農家を1名1家やっております。それが答弁の中でありましてけれども、これは越冬栽培というふうなものもありますけれども、機構の山川さんの話ですと、こういうものがこれから1つの例として大事な要素ではないかなというふうなことであります。これは、農業時間を2,000時間だったかな、これは後でお願いします。

それから、新規就農者なんです。今、斎藤議員が言ったとおり、もうやめていきたいというふうなこともこれから出てくることも予想されるわけでありまして、その新規の就農者をどのように開拓するかというふうなものに尽きるだろうと思います。そのときに、今支援金というふうなことを今はちょっと考えておりませんが、1つの例として、農家をやめていく方が、これから意向調査というふうなものをしながらでありますけれども、そういう方がおるとすれば、問題は新規就農者の場合は機械なんだと思います。機械をどういうふうにして新規就農者に与えるかというか貸すかというものが、一番大きな問題ではないかなと思います。例えば、今私の頭の中では、県外から連れてくる方法はないものかどうかということなんです。この場合、今ある農家の方がやめていくというふうな、この機械を町がその中間に入ってそれを貸す制度なんかいかなものかなと。それと同時に、この指導もしていただくというふうなことで、新規就農者の場合は今2年間で150万円ぐらい来るそうでありまして、それを5年間まず積み重ねていくというふうなもので、問題はこの機械をどういうふうにして貸す、あるいは貸与するかというふうなものが、新規就農者の大きな視点ではないかなというふうに思います。それと同時に、極端な話ですけども、そのやめていく農家に新規就農者が日中でも日夜そこに泊まり込むと。こういう方法も、行ってその指導者からそれを学んでもらうというふうな思い切っ

たことも必要なのかなと、私は今農政班のほうにその取り組みをちょっと計画してみろというふうなことを申し上げております。

いずれにしても、大規模農家のこれからのあり方。小規模農家も高品質の園芸作物に転換していくと。あるいは、新規就農者という、この3つのことがこれからの大事な要素ではないかなというふうに思います。

それからもう1つ、水・農地等で今お金が入ってまいりますけれども、これもなかなかやっ  
ていけないというふうな声もありますので、その辺も小規模農家で農地をやめようとする方がその業務を担っていくという方法もいいのかなと。いろんな補助金の制度をうまく利用して、この有効利活用するというふうな方法でないと、なかなかこの農政の大転換に対応できないのかなというふうに、今ちょっと端的に思っておりますので、その辺を精査して、支援金をやればいいのかどうかということを含めて、あるいは国・県からの補助金も有効利用しながらその辺対応しなければならないというふうに思いますので。以上です。

**3番** 支援金のほうもあわせてご検討いただきたいと思います。

質問を変えたいと思います。

今、町長のお話の中で、集落等の話がちょっと出ましたけれども、先ほどの答弁の中にもございましたが、集落営農の取り組みによって、集落単位での効率的な集積を目指すのだということがありました。この集落営農の組織につきましては、もう10年ほど前から話があるわけ  
ございますが、当舟形町では全然集落営農が進んでいないというような状況でございます。一方、庄内地方ではもう10年前からかなりの地区で進んでいるよう  
でございますが、舟形町でなぜ集落営農組織が進まないのか、そのあたり町長はどうお考えでしょうか。

**町長** これは、昔は協業化というふうな言葉で推移したこともありますけれども、正直言って集落営農というのはなかなか難しいような今の現在ではないかなと思います。

ただ、今回の農政の大転換で、いろんな制度が出てまいりましたので、あるいは今の大規模農家なり農地の集積というふうな事業も展開されるわけでありますので、必然的に集落営農になっていけばなというふうな期待感は持っておりますけれども、その内容についてはまだまだやっぱりお互いに勉強しなければできない面があるのかなというふうに思います。一時、集落営農というふうなものはやりもありましたけれども、そこが先ほどちょっと申し上げましたけれども、そば刈機組合というふうな視点も実はそういうふうな面で事業を実施した経緯もあります。長沢地区、あるいは堀内地区も完成しましたので、そういうものが先駆者となって集落営農というふうなものにいけばいいのかなと。それと同時に、今の農政の大転換で農地の集積がありますので、そういうものを連携というか、そういうものをしながらやっていかないとなかなか難しい事業であろうというふうに思います。

**3番** 集落営農も地区単位での一体化といいますか、そのあたり大変難しい問題かとは思いますが。

あわせて担い手の集積が進んでいないのもそのあたりかなと思っております。舟形地区は、中山間地区が多いということで、圃場もばらばらでございますので、一体化する、集落単位でひとまとまりになるというのも大変難しい状況なのではないかなと思っておるところでございます。

あわせて農地の集積が進まないのは、農業所得や農産物価格が不安定だというような経営環境のほか、定期的に集落内に担い手がいないのではないかなというような要因とか、まずあわせまして、個々農家の方々の農地の資産保有の意識といいますか、昔からの先祖伝来の田畑だというような考え方もございまして、さまざまなそういう要因が複合的に関係しているのではないかなということで、これについては非常に難しい問題であると考えております。先ほど町長もおっしゃいました、これからスタートする農地中間管理機構でございます。この中でじっくりと検討すべきではないかなと思っておるところでございます。先ほど私の質問にも申し上げましたが、高齢農家、小規模農家と膝を突き合わせて、徹底した検討をするのが一番重要かと思うところがございますので、このあたりの話し合いの持ち方を産業課長を中心にどんどんと進めていっていただきたいと、かように思うところがございます。

ちょっと質問を変えたいと思います。

答弁の中で、基盤整備の話がございました。農地集積なり耕作放棄地の問題は、基盤整備により解決をしていくのだという答えがございましたが、基盤整備につきましては、以前より受益者負担が軽減されたとはいえ、今後何年もかけて基盤整備は進展するかなと私自身思っておるわけでございます。何年も田を休まなくちゃいけない、そういうこともあって農家の方々も高齢になっているというようなこともございまして、今後その基盤整備の進展といいますか、そのあたり町長はどのようにお考えなのかお伺いします。

**町長** 答弁にありましたけれども、何といたっても農地の集積を進める上で、受けるほうは良好な土地、基盤整備がなった土地をやっぱり選ぶだろうというふうに思いますので、この基盤整備というふうなものがやっぱりこの農地補償にタイアップしていかないと、なかなか難しい面が出てくるであろうと。いわゆる山間地とかいうふうな不便なところはやっぱりなかなか受け手がないような状況になるだろうと。ですから、一方では基盤整備というものをやっぱり奨励しながらやっていかないと、なかなか難しいのかなと。そのための国なり県の補助というものも、やっぱり要望なり、あるいはそういう施策がこれから必要になってくるのかなというふうに思います。以上です。

**3番** 話題を変えますけれども、ちょっと物の本にありましたが、山形県農産漁村活性化プロ派遣事業というのがあったようでございますが、これにつきましては地域づくりプランナーということで研修を受けた方、県の職員だそうでございますが、現在10名ほど、11名ほどおるようでございます。こういう事業も活用しながら、先ほど2番議員の地域づくりでも話がござい



した。農業の問題と地域づくりをあわせた、含めた検討をこれからすべきと思います。このような事業の活用について、町長はお考えはないか伺います。

**町長** 今の推進員というのはちょっと私も勉強不足なんですけれども、要は今の転換の中で人材育成もこれは当然出てくるわけでありますので、新規就農者も絡めて、認定農家のご協力とか、認定農業者の皆さんのお力添えというふうなものがやっぱり一番大きな原点ではないかなと思います。そういうふうな面で、先ほどのコミュニティーの人材育成と同じように、数多くの人材育成をして、それぞれの地域のリーダーを発掘していくというふうな事業展開も、私も必要であろうというふうに思います。

**3番** 時間がありませんので最後にしたいと思いますが、舟形町の水田の整備率でございますが、先ほどありましたが、余り高い水準ではないと思われませんが、一方で整備されている圃場もございます。その中では大型機械の導入なり、ヘリコプターによる直まき栽培とございますか、それもやっている現状でございます。このような大型経営体の方々の今後の展望など、現地の声も聞く必要があると思います。については地域内での話し合い、先ほど私が質問で申し上げましたけれども、地域内での話し合いが一番重要であると思います。その話し合いを活発に行いまして、健全な農地保全に努めていただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。

**議長** 以上をもって3番齋藤議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

---

午後 1時01分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

**1番** それでは、私のほうから2問、さきに提出していた主題において質問させていただきます。

まず1問目に、「町内会長の報酬の見直しを」。

人口減少、少子高齢化が進み、小学校が統合になり、人と人とのかかわりが薄れていくことが心配されます。地域コミュニティーを維持し合い、安全・安心な生活環境づくり、町内会の運営については、町内会長に望まれることが年々多くなり、仕事量がふえてきているように思われます。現行の町内会長の報酬は、いつから見直されていないのか。また、最上管内の市町村の町内会長、区長の報酬はどのようになっているのか、比較して示していただきたい。

まちづくりをしていく上で、地域の活力が大事であり、町内会長に期待されるものが多いと思われま。3月議会では、「改正が必要であれば、報酬審議会を開き対応していきたいと思ひます」と答えていただきましたが、その後協議はなされたのか伺ひます。

続きまして、「NPO長沢学校の旧長沢小学校利活用は」。

舟形マッシュルームでは、NPO法人を設立し旧長沢小学校を利活用していく計画を町と協議し、利用計画を議会、長沢地域住民に説明がありましたが、グラウンドに栽培舎を建設し栽培を行うことに住民の理解が得られなかったため、利用計画が白紙になったと聞いておりますが、舟形マッシュルームより利用を断念した経緯を、議会と長沢地区住民に説明があるべきではないのでしょうか。長沢地域の住民の方は、旧小学校を利活用していただき、コミュニティ活動活性化に期待するものが大変大きかったと思います。

町ではNPO設立にどのように協力をし、利用計画、設備及び跡地の貸し付けの協議をされたのか伺います。

**町長** それでは、1番佐藤勇議員の「町内会長報酬の見直しを」の質問にお答えします。

佐藤議員が言われるように、空き家対策、あるいは地域コミュニティーの維持、あるいは地域づくりの展開など町内会にはいろいろな問題が発生し、町内会長に望まれる仕事量も増加の一途であるということは十分承知しておるところであります。

町内会長報酬を議論するときに、町内会長の役割を整理する必要があると思います。

まず、町内会長の仕事には町内会の地域自治、あるいは広域的活動のまとめ役としての仕事と、あるいは報酬の対象としている行政の円滑かつ適正な運営を図るための仕事があります。また、町内会長の任命は、各町内会が選出した方を町が非常勤特別職として任命しております。つまり、町内会長の仕事には2面性があるということを、まずご理解いただきたいと思っております。

次に、町内会長報酬にかかわる報酬審議会の開催状況であります。

町内会長の報酬は、平成8年2月19日に開催して以来、その同年4月1日から今現在の報酬となっております。また、最上地方の町内会長、区長さんも含みますが、その報酬は配付資料のとおりであります。舟形町は8市町村中4番目の報酬額となっているようであります。

町では平成21年度から自助・共助・互助のまちづくり基本理念にのっとりまして、自分たちの集落は地域の皆さんに主体的に取り組んでいただくために、地域協同事業、地域支え合い事業、自主防災組織の立ち上げ、安否確認訓練など町内会にお願いをしているところであります。

しかし、私たちが今考えている以上に、時代の流れは大きく変化し、将来的にもなお一層の多大の変化が予測されるところであります。したがって、町内会の課題に対する支援策については、新たな仕組みづくりが必要と思っております。その一環として、町内会のリーダーである町内会長等の報酬のあり方も検討しなければならないというふうに思っておりますので、報酬審議会などで前向きな議論をいただきたいというふうに思っております。

次に2点目の、「NPO長沢学校の旧長沢小学校の利活用は」のご質問であります。

まず、NPO法人長沢学校の貸付要望の取りやめに対する議会への説明であります。2月28日の議会全員協議会において、NPO法人が旧長沢小学校の貸付要望を取り下げることとなった旨の説明を行っております。またそのとき、9月に補正したNPO法人設立補助金ももら

わないこととなった旨の説明もしております。住民に対しては、NPO法人が旧長沢小学校の貸付要望を取り下げることとなった旨の説明はしておりませんが、3月28日付で取り下げる旨のチラシを長沢地区全戸配付しております。住民説明会も検討いたしましたが、議会に説明しましたようにNPO法人が貸付要望を取りやめにして、一旦全面的に引かせていただきたいとの意向であり、それ以上の説明ができないことからチラシにしたところであります。

なお、舟形マッシュルームから撤退を断念した経緯の説明があってもしかるべきとの質問であります。2月の住民説明会での反対意見が強かったからでありまして、理由もはっきりしているためであります。改めて東京から白木理事長さんに来ていただいて説明会を開かなくとも、理解できるものと判断したため求めなかったものであります。

町ではどのように協力をし、利用計画あるいは施設及び跡地の貸し付けの協議をされたのかとの質問であります。議会に対しましては、その都度説明を申し上げているところであります。改めて申し上げますと、昨年9月のNPO法人に対する補助金の補正予算計上ときには、舟形マッシュルームの提案によりまして新たにNPO法人を立ち上げ、長沢小学校の維持管理をする。あるいは、同窓会の窓口としての活動、校歴や資料の保管をすると。さらに、町の歴史的資料の保管維持、町の郷土文化の発信源となる観光・文化などの企画立案、セミナーなどの企画立案、あるいは緊急避難所の維持管理、雇用につながるベンチャー及び企業支援をすることなどを目的とし、事業展開につきましては農業に対する認証機関の創設（ハサップ）、農産物の輸出基地の構築、農家レストランの運営、農業体験、料理セミナーなどを計画したいとの考え方を説明したところであります。このときには、特に問題がないと判断されたことから、NPO法人の設立に向けて準備が進められてきたところであります。

11月下旬に入りまして、NPO法人から運営費用の捻出のためグラウンドを活用して栽培舎24棟を建設し、貸付料をNPO法人の収入にしたい旨の申し出がありました。このことについては、本年1月16日に議会全員協議会を開催し、NPO法人の白木理事長、長澤社長、長澤大輔氏から説明をいただきました。また、住民説明会を2月12日と14日に開催し、住民からの意見を聞く場を設け、NPO法人から説明をいただいたものであります。議会や住民説明会のNPO法人の資料には、利用計画やスケジュール、雇用計画なども示されております。その後、NPO法人からは説明会の状況を受けて、町に対して旧長沢小学校の貸付要望を取りやめるとの申し出がありまして、2月28日に議会全員協議会でその旨を説明させていただいたものでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

**議長** 再質問を許可いたします。

**1番** 町内会長、区長さんというふうな形で各行政区の中で呼び名が違うかと思っておりますけれども、今いろいろ話を聞くところによりますと、今回沖の原地区なんかでは新しくなったわけですが、町のほうからいろんな資料が来ると。その中をいろいろ目を通してみても、なかなか

わかりづらいと。それで、事業体系にもどういふふうに着手して進行させたらいいかわからないというような言葉が、当町内以外の町内会長からもよく聞かれます。要するに、多忙になってきていると。なおかつ3・11の震災以降、安全安心という形の中で防災関連についてもますます多忙になっているような傾向にあると。これは町内のみならず、町外、隣の尾花沢市の区長さんから聞いても、えらいほど前よりも仕事量がふえているというような形が聞こえております。

そういう中で、35集落ある舟形町内の今後のあり方という形もあろうかと思えますけれども、今事業が使いづらい形で町のほうから発信しているというふうな認識はありませんでしょうか。例えば、除排雪事業であり、地域づくり補助事業であったり、そういう要項的なものを35町内全ての町内が把握しながらそれを活用していけるような形にあるのか、一応お膳は広げているけれども、手を挙げたところだけしかやれないというふうな形で取り組みづらい形であるのか。ちょっと町のほうの考えではどういふような方向で考えておりますか。

**町長** 私のほうから一般論として申し上げますけれども、後ほどまちづくり課長なりから答弁補足したいと思いますけれども、先ほども2番議員の質問もあつたわけでありましてけれども、地域コミュニティーを創設するにはどうすればいいかということでありましてけれども、端的に言ってその原因は2つあります。まず、人口減少社会ということでありまして。それから、少子高齢化という、この2つの大きな面がどこの市町村でもあるというふうに思います。

したがって、町内会長さんに先ほどの2つの用務がありましたけれども、一方では自主的に地域づくりをしなければならないという、昔風に言えば結のまちづくり。あるいは一方では、行政からいろんなお願い文書、あるいは要請文書もあるわけでありまして、この2面性があって、どのように町内会長として対応すればいいのかという新町内会長様もいるというふうには思います。

したがって、これからのあり方とすれば、先ほども2番議員にも言いましたけれども、リーダーというふうなものは全て町内会長だけではないのだと。それを補完する活動員といひますか、そういう人材を発掘して育成していくというふうなものも、一方では結のまちづくりというふうなもので必要であろうというふうに思います。そういうふうな面で、これまで自主防災組織づくりとか、あるいは地域づくりとか、支え合い事業とか、あるいは地域協同事業とか、そういうふうなメニューを出しているわけでありまして。画一的に全部が平均的になるのはまだまだ難しいだろうと思えますけれども、そういうふうな面も、もう少しどういふふうな面で町内会に対して活動的な支援をしていけばいいのかどうか、これらも含めながらやっぱりこれから検討しなければならないのかなというふうに思います。地域づくりも3年あるいは4年、5年ぐらいになりますので、今の現代の少子化あるいは人口減少に合ったような、あるいはこれからはだんだん減少していくわけでありまして、町内会の自治組織のありようというふうな

ものも検討する時期でもないのかなというふうに思います。そういうふうな面で、先ほど言いましたとおり町内会長の役割というものが重くなってきているのも確かでありますので、これからのコミュニティーのあり方について、まちづくり課長なり、何かお話があればひとつお願いしたいと思います。

**まちづくり課長** それでは、私のほうから若干補足したいと思います。

まず、地域の除排雪支援事業、それから地域支援事業ということで各集落に進めておりますが、今の佐藤議員が言われましたように、使いづらいのではないかというふうなことについて、若干説明したいと思います。

まず、要項については、詳しく要項に載っております。しかし、なかなかその要項だけで地域にそれを進めていくというふうなことは難しいと思ひまして、必ずそれを地域に進める際には、先ほども奥山議員のそのことでも町長のほうで答弁しましたが、地域の担当をまちづくり課職員が行いまして、そこで役員さんと相談をしながらその地域に合った進め方をいろいろ考えてやっている次第であります。地域・地域によってその課題というのはまちまちですので、そういった支援策も当然違っております。そういった意味で、その地域に合った方策を町とそれから地域と一緒に考えて、そういう方策を探っていきたいというふうな趣旨でありますので、ご理解方よろしくお願ひしたいと思います。

**1番** 今回の質問は2番議員の質問とだぶついて質問してしまうような状況になっているわけですが、要するに地域コミュニティー、先ほど2番議員の質問のほうに、「文献によれば」というような形でいろいろと書かれてあるわけです。要するに地域の生活環境、要するに仕事の場所もあって、安全で安心で、隣近所仲良くして生活を助け合いながら生きていくというのがやっぱりコミュニティーだと思います。3番議員のほうからの質問にも、例えば、「舟形町は集落営農が進んでいない。今後の農業体系をどうしていく」というような形があります。こういうのもやはり35集落ある中で、全ての地域で農業が主となっているような形はなかろうかと思ひますけれども、おおむねそういうふうなもろもろも踏まえて、1つ地域を再編成するような形で、町内会長が我々の地域ではどうやって地域をつくれればいいのかということを考えていかなければいけないので、その中で今町長が言われたとおりに、町内のいろんな部署の全てが区長さん、町内会長がリーダーであるべきではないというのは確かにそのとおりであります。しかしながら、やっぱりその集落の流れでは、町内会長に頼ってまとめていただきたいと思うのが、やっぱり町民の姿ではないかなというふうな感じがしておるわけです。そういうふうな町内各単位に、やっぱり行政側のほうの主導を強く持っていただき、やっぱりこれからの町内会のある姿、あるべき姿をつくり上げていく指導を、やっぱりこ入れしていく必要があるのではないかと思います。

今後、35町内の中で、ずうっと35町内を継続していけるような形にはできなくなろうかと思

いますけれども、やっぱり旧小学校学区単位の中でコミュニティ活動ができるような、各町内35町内をまとめ上げたような区割り制なりの地域共有する場をつくる必要性があるのではないかなと思います。そういうような形を持ちながら、今現状の町内会に負担がかかっている部分に対しては、やっぱり報酬審議会等を開いていただき、しっかりとした形の中で現状に合わせた形の方角性を見出して協議をしていただきたいと思いますので、そこら辺についてもう一つ見解をお願いします。

**町長** 佐藤議員のおっしゃるとおりであろうというふうに思います。これからの町内会の組織、ありようというふうなものが非常に重要になってくるわけであります。隣組があって町内会がある、町内会があって町が存在する、町が存在して県、県が存在して国があると、こういう経路が地域でありますので、その現場が一番大きなこの町内会であろうというふうに思います。

したがって、先ほど、今いろんな補助金制度も支援金もやっているわけであります。これも見直しする必要もあるのかなとまず思っております。その中で町内会長の報酬というふうなものであります、これも平成8年4月1日からでありますので、その後18年間、今の報酬体系であるということであります。そして、答弁にも今載せましたが、人口減少、少子高齢化という時代の中で、今一番この地域を支えているのは消防団であろうと私は思っています。ですから、皆さんもご承知のとおり、消防団も喫緊の課題の中で必ず火災、あるいは行方不明捜索活動にも携わることであります。無報酬であります。もちろん報酬もありますけれども、そういう、前から思っていたことは、消防団の報酬のありようも含めて、今の質問の町内会長さんの報酬も加味すればどうなのかなというふうに実は思っております。これは、前も2番議員、あるいは1番議員の佐藤議員も3月に報酬の見直しというふうな質問もあったように思いますので、そういうふうな面で今の少子高齢化、人口減少に対応するような自治活動、あるいは消防団の活動。消防団については今、町の消防委員会のほうに諮問しております。それらを待って、この町内会長の報酬というふうなものも審議会に諮問するというふうな手続になればなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

**1番** 大変前向きな答えをいただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、やっぱり地域の安全・安心を守りながら活躍されている消防団は、なくてはならない存在というふうに、昔で言えば青年団、それを担っていくのが消防団組織じゃないかなと。そういうふうな形の中で、やっぱり地域リーダーである町内会長とともに、活躍する場面の提供をしっかりと下支えるように、報酬審議会等をしっかりと開いていただきたいと思います。

なお、地域の環境、要するに農業の現場も今荒れ放題にありつつあるわけです。さっき質問の答えにあったように、減反政策がなくなりつつある方向性に農政が進んでいると。そうなれば、なおさら荒れてくるような状況にあります。管理機構が立ち上がろうが何しようがあっても、おぼつかないような状況にあるのが舟形町の現状であると思います。それをそうしないよ

うに、農業委員会はしっかりと農地の番人として、今仕事量がふえている。ふえているという中でもしっかりと農業委員会もやっております中で、いろんな意義ある活動を全般的に見直すためにも、報酬審議会等をぜひ開催していただき、前向きな方向で検討していただければと思います。ひとつよろしくをお願いします。

質問を変えさせていただきます、長沢学校利用の質問に対して再質問させていただきます。

前回、議会の全協に説明がありました特定非営利活動法人長沢学校概要という資料をもとにしてちょっと質問させていただきますけれども、設立が14年1月、所在が長沢1072番地、旧長沢小学校の番地かと思います。理事長がご承知のとおり白木さん。それで、副理事長が大場清志さん、長澤大輔さんがアシスタントマネジャー、それで監事に元副町長というような形の中のメンバーで、私たちは報告説明を受けました。現状はどうなっているのでしょうか。

**町長** 今、概要については中山課長からひとつお願いします。

**総務課長** 今、手元のほうに法人設立の資料がございませんのはっきりはお伝えできないかもしれませんが、大場清志さんについては設立後におやめになったというように聞いております。それで、その他については、保持するというふうなお話を聞いているんですが、その後の結果を承っておりませんので、今現在どういうふうになっているかということについては、ちょっと資料を調べないとわからない状態です。

それから、最初は長沢小学校のほうにNPO法人の住所を設定するというようなことであつたわけですが、やっぱり事業所とその活動する場所が一緒のほうがいいというふうなことで、そういったことで最初は臨まれました。それが先ほど町長から答弁があつたように、9月の段階では特に問題がなかったの、そういった方向で進めていたというところでありまして。これについては、NPO法人の要望等もあつて、そこに設立をするというふうなことになりました。それが11月下旬の栽培舎の話が出て、早急に全協を開いていただいて、地元説明会も開かなければならないというふうなことがあつて、それで開催したところです。そのときにいろんな問題が出たので、NPO法人の住所地については次回の登記のときに、大場清志さんを外すときに、住所を長沢、今現在ある舟形マッシュルームのほうに変更したというふうな報告をマッシュルームのほうから受けております。以上です。

**1番** 説明、前にいただいた経過から見れば、昨年の雪が降る前は学校を利用してレストラン、資料云々の形の中で、すごく地域の住民の方々が望まれるような利用の仕方であつたというふうな形の中の進行で町と協議されたかなというふうな感じがしておるわけです。

それで、やはりこの思惑というか計画が、グラウンドで24棟の栽培棟を建設して、それを一旦変えることを契約して、それで菌舎を建てると。菌舎の栽培棟のグラウンドの費用はここにあるとおりにNPO法人から借りて支払うという内枠でやるような流れでなっているわけです。内容云々はともかくですけれども、それが地域住民の説明会でなかなか反対論が多くて、

栽培棟を建設するのがだめだから白紙に戻すと、単純に言えばそういうふうな思いがします。その栽培をやっていくというのは、11月ころに話があったというふうな形で説明がありますが、当初からは本当になかった話なんですか。

**町長** 中山課長から。

**総務課長** 当初からはそういう話はありません。そういうふうなことになるれば、当然におい等の問題もありますし、うちのほうではそれなりに対処するというふうな前提で進めますけれども、そういう話は全然なくて、先ほど町長の答弁にありましたように、レストランをつくったり、商事会社をつくったり、企業誘致をしたりというふうなことであったので、そういうことで進めたというふうなことになります。それで、9月のほうの補正予算時にNPO法人の補助金を出すときにも、そのように私たちのほうで聞いているとおり、議会のほうに説明をしてその設立補助金をいただくというようなことで予算を計上したことになります。うちのほうで、最初からそこに建てるということは全然聞いていません。

**1番** 恐らくそれは正しい答弁だと思います。というのは、ここに先ほど私が申したものの、発足登録当時の役員、今総務課長が言っていたとおりに大場副理事長が自分から自主的に退任したというのは、グラウンドに建設する菌舎のことを全く知らなかったと。というのは、役員の方でもそういう話でした。本当の言葉だと思いますけれども、そういう状況であるから、急遽湧いてきたのが、菌舎を建ててもいいぞという予算が先でそうなっているのか。マッシュルームの後出しの契約であったのかとか、推測されなかった状況であったのかということです。要するに、反対をされて建てることができないから、マッシュルーム、要するにNPOのほうでは学校を利用するのを断念したと。反対された内容で、一番だめだと思われた理由はどの辺でしたか。

**町長** 取りやめになった経緯もいろいろあるだろうと思います。そもそもこの長沢学校というふうなものは、長澤社長が長沢の地区民の方でもありますし、長沢小学校が廃校になりまして、それを残したいという大きな気持ちがまずあったのであろうというふうなことで、NPO法人長沢学校という名称にしたというふうに私はお聞きしております。

そんな中で、その思いというふうなものは、やはり長澤社長の思いは人一倍のものがあつたのであろうと。そして、長沢の小学校の跡地を利用して、何とか長沢地区の活性化のためにやってみたいというふうなものがこのそもそものNPO法人の視点であったというふうに思います。ですから、私にとりまして、長沢地区の住民の社長が長沢につくることについて、そんなにも抵抗はないのではないかという思いは実はありました。ただ、この計画というふうなもの、いわゆる長沢の小学校を拠点にして、管理はする、あるいはハサップ等の研究所を持ってくる、農家レストランを持ってくると。そして、後ほど24棟の栽培棟もつくるというふうになりまして、1つの大きな原因は、当初から、計画する前段階から、やっぱりこまめに地域



住民の皆さんに説明が足りなかったのではないかなというものが、私の一番の大きな課題、原因ではないかなというふうに思っております。

したがって、においというふうなものも2月12日、14日のことで出てまいりましたけれども、そういう部面もやはり地域住民に理解が得られなかったということは、その原因はやっぱりその前段でこまめに説明会をする時間と申しませうか、そういうことが足りなかったのではないかなというふうに思います。

1番 要するに地域住民の反対論としては、マッシュルーム側では雇用の場が広げられるというような言い方もあろうかと思えますけれども、いやそういう問題じゃないと。町の中に来てににおいを発するような状況、今経壇原でも我慢しているんだけれども、町の中かと。ましてや学校のグラウンド、それはあり得ないだろうというふうな形だったと思います。

そういう中で、じゃあだめだったらという形の中、今現在別のところを計画して、マッシュが菌舎を建てようとしているような状況であります。恐らく話も聞いておろうかと思えますけれども、土地改良区並びに農業委員会のほうにお尋ねしたところ、話は今のところはないと。農業委員会では、本来であれば農地の移転契約が5月いっぱいといふような形で作付がないというふうなことになっているけれども、その話も全く出ていないと。だけれども、現在予定地区には、ダンプの搬入路もつくられながら作付がされていない状況であって、地主本人は「マッシュさんと契約したんだ」という一関のある人の話であります。そんな形で、そっちは、長沢のほうはだめになったから、もうチャラで知らないよで、俺は別に違うところに建てるといような方向で進んでいるらしい。事業の拡大は結構だと思えます。その中で、一番町としてやらなければいけないのが、なぜにして小学校の跡地で反対されたのかという理由をしっかりと踏まえて、それで長澤さんのほうにちゃんと協議するような場面を持つべきじゃないでしょうか。恐らく温泉があり、一番人も集める場所の地域の環境のいいところ、下には清流小国川というところにマッシュが今建てようとしている計画だと思います。今現在のところのアユの太公望の方々からは、「ちょっとにおいがする。汚水が流れてくる」と、紫山の厩舎の捨て場も大分堆肥が片づいて、もうそろそろ建物も撤去するよう状況になろうかと思って今確認してはいるんですけども、そういうにおいに関しては町もしっかりした形の中でやっぱりサポートしながら声かけをする必要があるのではないのでしょうか。

いずれにしても、学校を利用する菌舎がだめになったから、あとは利用しないと。その説明は議会にしましたよという答弁です。説明したのは、職務側です。私が言うのは、私たちに説明したのはマッシュが出向いてきて、NPO法人の人が出向いてきて説明したわけです、やりたい旨を。断念する、やらない旨を説明するのも、本人が来てしかるべきだと思います。もちろん地域に出向いて、自分たちの断念した旨をしっかりと自分の口から説明するべきではないのでしょうか。小学生が学校を休むときには、親が電話するだろうけれども、会社員になったら

親じゃなく本人が体調不良をちゃんと連絡すると思います。どうですか。

**町長** 企業人というふうなことから申し上げますと、企業人というふうなものはやっぱり大切なことは、自分の企業の利潤追求、これも大切でありますけれども、何といたってもその地域住民から期待と信頼される企業人、そういう企業理念が一番大切なものであろうというふうに思います。したがって要約しますと、常に企業人というふうなものは、地域住民の方々にその利益を還元してやるというふうなものが信頼関係を構築する一番の最善の策ではないかなというふうに思います。そういうような面で、マッシュルームさんも別な跡地のほうに今計画しているやにお聞きしますけれども、何といたってもマッシュルームさんは業を興す起業家、それから業を企てる企業家、舟形町でもそう余りいない企業家であろうというふうに思いますので、そういうふうな面の長沢の学校の問題の理念というふうなものをまず反省しながらも、町としても長沢マッシュルームさんと連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

**議長** 時間を見ながら。

**1 番** 福寿野の地域では部落の真ん中に牛舎があって大変な思いをしているような状況があるかと思います。町のど真ん中にマッシュルームの菌舎があってどうなるのという問題が出ないように、ちゃんと後押ししながら、サポートしながら声かけをして、下支えしながら町の産業をぜひ育てていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、地域住民にはマッシュルームNPOのほうからしっかりと直接、チラシじゃなく答えを出していただければと思います。終わります。

**議長** 以上をもって1番佐藤議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

午後1時42分 散会

平成26年舟形町議会第2回定例会第2日目

平成26年6月10日(火)

---

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 敏 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	会計管理者 結城 恵美
総務課長 中山 進	総務課財政管財班長 小野 芳喜
まちづくり課長 沼澤 繁夫	代表監査委員 林 恭司
税務福祉課長 矢作 めぐみ	監査事務局長 高橋 明彦
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 査 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第 1 承認第 1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第 2 報告第 1号 平成25年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 2号 平成25年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
- 日程第 4 議案第34号 平成26年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 5 議案第35号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第 6 議案第 36 号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

日程第 7 舟形町議会活性化特別委員会の中間報告を求める件

日程第 8 委員会付託の審査報告

請願第 1 号 猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居撤去及び道路補修に関する請願

日程第 9 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** おはようございます。ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。なお、申し合わせによりまして上着を脱いでもよいことになっておりますのでご自由をお願いします。

---

**日程第1 承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について**

**議長** 日程第1 承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** 議案書の7ページをお開きください。承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり舟形町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。平成26年3月31日専決 舟形町長。

提案理由について申し上げます。13ページをお開きください。

提案理由。地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、舟形町税条例の一部を緊急に改正する必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により承認を求めため提案するものでございます。

お手元の新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

1ページになります。先般の全員協議会に資料として配付いたしました税条例の一部を改正する条例の主な改正内容ということで、そちらに関連するところだけ新旧対照表でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第22条法人税割の税率については、現行の100分の14.7を100分の12.1に改正するものでございます。2.6%の引き下げとなり、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人町民税から適用されます。

4ページをお開きください。

第87条軽自動車税の税率改正になります。車種の区分ごとに申し上げます。（1）原動機付自転車、イの50cc以下の2輪車につきましては現行の年額1,000円を年額2,000円に改め、次のロの50cc以上90cc以下の2輪車につきましては1,200円を2,000円に改め、次のハの90cc以上のバイクにつきましては1,600円を2,400円に改め、次のニの3輪以上のミニカーについては2,500

円を3,700円に改めるものでございます。

次、(2)の軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、イの軽自動車で2輪のものは2,400円を3,600円に改め、3輪のものは3,100円を3,900円に改めるものでございます。

引き続き5ページになります。

4輪以上の乗用の営業用につきましては5,500円を6,900円に改め、同じく自家用車につきましては7,200円を1万800円に改め3,600円の増となります。貨物の営業用につきましては3,000円を3,800円に改め、同じく自家用につきましては4,000円を5,000円に改めるものでございます。

次のロの小型特殊自動車につきましては、農業作業用のトラック、コンバイン等が該当になりますけれども、1,600円を2,400円に、その他のものといたしましてショベルローダーとかフォークリフトなどにつきましては4,700円を5,900円に改めるものでございます。

引き上げ率といたしましては、自家用軽自動車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあては約1.25倍になるようでございます。また、新税率につきましては、平成27年度以降に購入される軽自動車から適用されることとなります。

中段からは附則の改正になります。13ページをお開きください。

下から3行目に第13条といたしまして、軽自動車税の税率の特例について全文改正分があります。既に施行されています自動車税排気量割のグリーン化特例と同様に、軽自動車においてもその規定が盛り込まれることになりました。内容といたしましては、14ページをお開きいただきたいと思います。新しく購入する際の新規検査から14年を経過した軽4輪車等につきましては、平成28年度から約20%の重課割増課税を行う規定がされております。これにつきましては、平成20年度に新車として購入した車であれば、平成34年度に割増課税というふうなぐあいに移行されます。

そのほか附則の改正につきましては、割愛させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

**議長** これより質疑に入ります。質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第2 報告第1号 平成25年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について**

**議長** 日程第2 報告第1号 平成25年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** 議案書の14ページをお開きください。

報告第1号 平成25年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。平成25年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成26年6月9日提出 舟形町長。

15ページをお開きください。

平成25年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書第3款民生費第2項児童福祉総務費。事業名が児童福祉総務事業、金額669万6,000円、翌年度繰越額669万6,000円、未収入特定財源、国県669万6,000円になります。

次、第6款農林水産業費第1項農業費。事業名が農山漁村活性化プロジェクト支援事業、金額5,505万1,000円、翌年度繰越額同額、未収入特定財源、国県3,520万円、地方債1,650万円、一般財源335万1,000円になります。

10款教育費第4項社会教育費。事業名西ノ前遺跡周辺地区整備事業、金額2,600万円、翌年度繰越額同額、未収入特定財源、国県1,420万円、地方債900万円、一般財源280万円。

第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費。事業名農業用施設災害復旧事業、金額1,300万円、翌年度繰越額1,160万円。これについては、3月補正後に査定等により精査された額のため、翌年度繰越額が若干少なくなっております。未収入特定財源、国県1,000万円、その他13万円、一般財源147万円。

合計金額1億74万7,000円、翌年度繰越額9,934万7,000円、未収入特定財源の国県6,609万6,000円、地方債2,550万円、その他13万円、一般財源762万1,000円になります。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決します。報告第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、報告第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 報告第2号 平成25年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第3 報告第2号 平成25年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について議題とします。提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 それでは、議案書の16ページになります。

報告第2号 平成25年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について。平成25年度株式会社舟形町振興公社の経営状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により報告する。平成26年6月9日提出 舟形町長。

初めに、別にお渡ししている振興公社の経営状況資料のほうから説明させていただきたいと思えます。

最初は1ページになります。

1ページは舟形町振興公社の概要ということになっていますが、1番の名称から6番の役員までというようになっていきます。舟形町が100%出資の会社ということで議会に報告することになっております。

次に2ページのほうを見てもらいたいと思うのですが、これは各施設の利用状況をまとめたものになります。一番上の表については、若あゆ温泉の利用人数をまとめた表になります。温泉利用人数は平成24年度の13万4,282人から平成25年度は14万379人と、6,097人増加しております。表の中で青く表示しているところですが、これは平成25年度3月に利用人数が大きく減少しておるわけですが、これは浴室のはりの改修工事ということで12日間休業したということで減っておるわけなんです、この工事がなければ恐らく前年度対比1万人増ということを達成できたのではないかなと思われるところがあります。周辺地域の過疎化が進む中で利用者が増加した要因の1つに、設備の改善を含めた職員の意識改革が進んだことによるというものも思われるということが感じられます。また、昨年度につきましては、夏に温泉開湯20周年、そして入場者300万人を達成したということがありまして、その宣伝効果もあってか8月から10月の利用人数が大きく伸びております。さらに、11月からはエステサロン、2月からはスカパーシアターなどを設置するなど、お客様のサービスに努めておるところでございます。

次に下の表なんです、コテージの使用状況については、ほぼ前年度並みというようなことで推移しております。その下のテントサイトとバンガローの利用状況については、少子化やあるいはアウトドア志向の低下等で減少傾向にあるというふうな数字になっております。

次に、3ページのほうになります。

これは平成25年度舟形若あゆ温泉等の管理運営に関する収支をまとめた表になるわけですが、



この表につきましては税込み価格の数字でありまして、後で議案書で説明させていただき決算報告書の数字につきましては税抜価格というふうな数字になっておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に収入なんです、収入の合計は約400万円増加しておりますが、これは温泉の利用人数の増と緊急雇用の委託料の増というふうなものが影響しているところがございます。次に支出なんです、支出の合計も約400万円増加しております。支出の中で一番大きく増加しているのが光熱水費になりまして、約230万円増加しております。これは単価高騰というのが原因となるわけなんです、3年前の平成22年度の経費と比較しても約777万円増加しております。年平均にしますと約250万円ずつ増加していることになりまして、大変厳しい状況が続いているというものでございます。

次に、役員手当なんです、144万円増加しております。これは大場代表取締役さんと沼澤取締役さんの手当というふうなことになります。

次に、業務委託費が約115万円増加しております。これはシルバー人材センターによる職員がふえたということが原因になります。

次に、修繕費、これも約90万円増加しております。これは除雪機、芝刈り機等の修繕が発生したというふうなことになります。

反対に給与手当が約334万円減額になっております。これは職員数の減というふうなことになるわけなんです、平成24年度定年退職、役員退職1名ずつありまして、2名減となっております。この不足分については、シルバーや臨時さんのほうで昨年度は対応してきているというふうなことから給与手当がそのような数字で減額になっておるところでございます。

それから、町の負担金についてなんです、光熱費等の単価高騰等の影響がありまして、平成24年度は100万円計上していたのですが、ことしは計上することができなかったという結果でございます。しかしながら、全体の収支が赤字にならなかったということにつきましては、職員一同入浴者数の増に取り組んだため温泉収入が約320万円ふえたということによるものと考えられると思ひます。

それでは、議案書に戻りまして18ページになります。

これは、公社の会計は一般法人会計としているため、先ほども話したのですが消費税は計上されておらない数字になっております。

18ページ。平成26年3月31日現在の資産の部と負債の部の貸借対照表になります。左側が資産の部の流動資産になります。総額1,959万4,883円となっております、内訳については現金の108万1,494円の手持ち金となります。普通預金は昨年度末現在の普通預金になります。固定性預金は町の出資金の1,000万円になります。売掛金の238万6,953円は、売上代金の帳簿上の未収金で、主に緊急雇用委託料等になります。棚卸資産は陳列している商品と消耗品の在庫分と

なります。

次に、右側の負債の部になります。同額の1,959万4,883円になっておりまして、最初は流動負債なんですけど、これは6項目になります。買掛金は、食材あるいは商品の年度末に仕入れたものの支払い分になります。未払金は主に3月中の人件費、あるいは光熱費等の一部管理費における未払金になります。未支払費用は入湯税となります。未支払法人税は決算に基づく平成25年度の法人税となります。未支払消費税は決算に基づく消費税の支払額となります。預り金は職員が負担すべき3月分の社会保障料等の金額となります。その合計が913万1,251円となっております。

次に、下段の純資産の部の株主資本になります。1,046万3,632円は、振興公社の資本金1,000万円と後ほど説明いたします繰越利益剰余金の46万3,632円の合計となります。負債の金額として、流動負債の913万1,251円と純資産の1,046万3,632円の合計金額1,959万4,883円となります。

次に、19ページになります。

損益計算書になります。売上高なんですけど、先ほど別紙資料の3ページで説明した内容ですが、この金額は消費税を抜いております。委託料収入の667万2,287円ですが、緊急雇用委託料の437万4,287円と町からの管理委託料229万8,000円となります。温泉の売り上げは8,201万6,988円、コテージの売り上げは1,789万9,278円となります。

次に売上原価なんですけど、平成25年度棚卸分111万2,185円になります。次に、温泉商品仕入れが1,114万6,230円、温泉食材仕入れが879万8,509円。同様にコテージの仕入れが50万9,514円となります。その合計から期末の棚卸額の133万981円を差し引いた金額2,023万5,457円が売上原価となります。売上総利益は1億658万8,553円から売上原価の2,023万5,457円を引いた金額8,635万3,096円となります。

次に、販売費及び一般管理費なんですけど、先ほどの資料の3ページの内容となります。その金額が中段の販売費及び一般管理費の合計となります。売上原価の8,635万3,096円から一般管理費の8,697万2,274円を差し引いた金額が営業損失金額の61万9,178円となります。その下段の営業外収入なんですけど、受取利息の3,473円と県民ゴルフ場負担金等の雑収入の71万6,865円を合わせた金額72万338円から、営業損失額61万9,178円を差し引いた金額10万1,160円が営業利益となっております。その金額が課税対象額となりまして、その金額から法人税等の9万500円を差し引いた金額1万660円が純利益となります。

次に、20ページは、先ほど申し上げました売上額一般管理費の内訳となっておりますので、割愛させていただきます。

次に、21ページになります。株主資本等変動計算書になります。資本金が1,000万円、これに対して昨年度からの残金45万2,972円と純利益1万660円が加算され、資本金合計が1,046万

3,632円となります。

次の22ページは監査報告ということになっておりまして、以上報告といたします。よろしく  
お願いいたします。

**議長** これより質疑に入ります。質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決します。報告第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第34号 平成26年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について

**議長** 日程第4 議案第34号 平成26年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について議題とし  
ます。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑を求めます。なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で  
行います。また、質問の際にはページ、款項目を明示して、なるべく簡潔にお願いいたします。  
質疑ありませんか。

**4番** それでは、12ページの歳入民生費国庫補助金の臨時特例給付金について質問いたします。  
243万1,000円の内訳として、臨時福祉給付金と子育て世帯の特例給付金。8%に上がったとい  
うことでの特別な援助というか補助的な国庫補助金だと思うのですが、この臨時特例  
給付金から今回説明の中で2項目に分けられているわけですが、何を基準にこの金額で  
分けているのかということです。つまり、そういう世帯があるから何世帯、何世帯という配分  
で分けているのか、そういった理由について、分けた理由について質問いたします。

**税務福祉課長** ただいまの佐藤議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

2つの要件の国庫補助金になっておりますけれども、今回歳出のほうにつきましても予算の  
補正をしているところです。それで、今回の内容につきましては、5%の消費税が8%になっ  
たということに伴いまして、低所得者層のその税の負担が高くなったことによってちょっと生  
活が苦しいということから、多少なんですけれども1万円を支給するというふうな内容でござ  
いまして、あとあわせて子育て支援のほうにつきましては、児童手当を受給している対象者に

つきましても、同様に国のほうで1万円の給付金をおあげするというようなことで、対象者が2つとも違うというふうな内容で、厚労省で支払う分については同じなんですけれども、その補助対象者の区分によりまして2つの項目に分かれた給付金となっております。以上です。

**4番** もうちょっと詳しく説明していただきたいのですけれども、その内容は私もわかっているのですけれども、歳入をなぜこういうふうな配分比率になって歳入を分けたのかという理由が知りたいわけです。それは後でもう一回歳出のところで質問しますが、まずはこの歳入のところで、なぜその配分の比率の分け方に金額がなったのかというその理由の説明をお願いしたいということなんですけれども。

**税務福祉課長** ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

2つの給付金ということで、対象者が違うということをお申し上げしましたのですけれども、一つの臨時福祉給付金につきましては、給付の金額を算定する段階から、もともとの人口の要件の中から、所得割であったりとか、あと住民税の非課税世帯であったりとか、あと扶養親族がいるかどうかとか、そういうふうな要件を差し引きましたその金額でもって支払いするというふうな算定基準となっております。

一方、子育て臨時特例給付金につきましては1月1日、いずれも1月1日基準なんですけれども、児童手当を支給している対象者、ゼロ歳から中学3年生までなんですけれども、その方を対象にしているというふうなことで、まずは内容的なものの中での算定の基準が違うというふうなことで2つに分けた次第でございます。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

**3番** 14ページお願いします。2の1の10の総合行政システム事業でございますけれども、この中に委託料640万円はわかりますけれども、その下の事業用器具費というのは内容をお伺いします。

**総務課長** 事業用器具費については、サーバーを1台増設するものでありまして、サーバー代になります。以上です。

**4番** では、歳出16ページの民生費の臨時特例給付金の歳出で、もう一度同じ質問をさせていただきます。この内訳を見ますと、臨時福祉給付金、低所得者に対する給付金事業では、給付金ということで172万円ほど上がっているわけなんですけれども、子育て世帯への給付金には給付金額というのがないのです。これはどういう理由によるものなのかということなわけです。対象者が違うというふうに先ほど課長がおっしゃったとおりに思うのですけれども、そここのところの説明をお願いします。

**税務福祉課長** ただいまのご質問に答えさせていただきたいと思います。

臨時福祉給付金の172万円の増額につきましては、当初先ほど申し上げました国の算定基準に基づきまして算定したところです。ところが、このたび補正をする段階で、システムのほう

で試算をしたところ、対象人数のほうで不足が生じたということから172万円相当の金額の補正をお願いしたところでは、子育て世帯のほうの臨時給付金につきましては、今回歳出予算のほうで補正がされておられませんけれども、当初の段階で1月に支給した児童手当対象者というふうな一つの要件がございまして、そちらについてはその際にきちんとした人数、金額とも把握ができたというふうなことで、今回は補正に至らなかったということでございます。以上です。

**4番** そうしますと、子育て世帯には当初だけでも十分対応できていると、そういうことの認識で行かないような家庭はないという認識でよろしいということですね。（「はい」の声あり）だとすればいいです。

**2番** 14ページの2の1の15、定住推進事業費の中の婚活推進事業についてお聞きします。

このたびの広報にもありましたけれども、10月に舟形版の婚活を行うというふうなことは聞いておりますが、昨年実施しましたテレビ放映された内容については、やはり成功したというふうなことは、当然こちら側としては本当にもらいたいというふうな思いがある方が参加したというようなことと、相手である女性の方が本当に山形駅までは自費で来ているというふうなところで、本当に結婚したいというふうな思いで参加したというようなところが成功につながったのかなという感じがするわけです。

そういった中で、今回女性の方々の募集等についてどうしているのかということと、本当に結婚したいという思いの方々をどういうふうにして募集しようとしているのか、お聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、10月に予定していますイベントですが、10月4日、5日、今回は2日間で実施の予定であります。それと、女性の募集の仕方ですけれども、昨年度と同様な方法で現在考えております。まず初めに男性の参加者を募りまして、それでインターネットを通じまして女性の方々を募集したいというふうに思って、大体昨年度並みの事業計画を今のところ予定しております。（「女性が参加するという声あり」）

その辺もまだ、今現在実行委員会を結成してまして、そのやり方を協議しておりますが、全く自費となると非常に遠くから参加しづらいというようなことがありますので、参加費の交通費の幾らかについて補助したいというふうに現在検討中です。

**2番** やることについては賛成ですが、やはり公金を使っての婚活事業というふうになれば、町民の方々が理解できるような形で進めていただきたいと思います。そういった中で、ぜひとも男性、女性の結婚願望の強い方々を募集して、婚活事業を進めていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

**3番** 内容の確認をさせていただきます。

18ページでございます。10の4の3、一番下でございます。文化財保護費、炎祭り実行委員会補助金30万円計上してございますが、26年度当初でたしか50万円計上しているはずでございます。まだ先の話のようでございますが、なぜ今この時期で30万円必要なのか、お願いします。

**教育次長** 今回の30万円につきましては、13ページの歳入のほうで地域イベント助成事業交付金という補助金の交付が確定されていますので、今回当初80万円の事業でやっていたのですけれども、その補助金の確定がならず50万円で当初組みました。今回、その補助金が確定したというふうなことで30万円プラスで、当初の80万円に30万円プラスになりまして、80万円の事業を今回承認いただいたというようなことで補正させていただいています。

**3番** そうしますと、80万円金が来たので、30万円プラスしたと。予算を組むときに、幾らかかるからと組むんじゃないんですか。金が来ないから最初は50万円にしておいて、来たから30万円足して80万円の事業をするという、そういうやり方なんですか。

**教育次長** 当初、予算上の予算要求の段階では80万円の事業で予算を要求、内部的なところなんですけれども、そこで補助金が確保できないというふうな状況も踏まえて、予算規模を縮小して当初を見込んでおりました。それで、今回その補助金を財団のほうからいただくというふうな歳入の内容なんですけれども、それが確定、承認いただいたということで、80万円をついたというふうに通達が来ましたので、30万円今回プラスさせていただいたというふうなお答えです。

**3番** そうしますと、炎祭り実行委員会の補助金というのは、当初80万円必要だという見込みなんだけれども、お金がないので、補助金があるかわからないので、まずとりあえず50万円にしておきましょうと。そうしたら80万円来たから30万円追加して80万円にしましたということなんですか。何かやり方がちょっとおかしいと思うんだけれども。

**教育次長** ごつくばらんに言われますと、そんなふうな形になるのかもしれませんが、単費でというふうな予算の確保が難しいというふうな状況で、各団体とも交渉して50万円というふうなところからスタートし、その上で申請については財団のほうでの承認でありますので、なるだけ規模に近い額をいただけるよう申請を出していたというふうなことです。

**4番** それでは、14ページの総務費の企画開発費。ちょっと金額少ないですけども、山形空港利用促進事業報償費ということで、そんなに補正をとるほどの事業になったのかなという気がするものですから、7万7,000円。当初では120万円ちょっとですか、123万円ですか、とっていないはずですから、また補正となった理由を説明をお願いします。

**まちづくり課長** それでは、私のほうから説明します。

この7万7,000円の事業費は、ここにありますように山形空港利用促進事業報償です。中身は3月に増便になりました羽田便、名古屋便の利用拡大と県及び市町村の観光と農産物、特産品のPRのために、県と各市町村が連携して5月29日から9月28日までの期間において、山形空港

の到着口で利用客に特産品を配布するというふうな事業であります。舟形町は7月26日の8時から19時まで、今回は縄文サブレを配布と。あと、観光パンフレット、ふるさと納税等のパンフレットを配布するというようなことで、その費用として7万7,000円を計上させていただきました。

**4番** そうしますと、地方空港はそんなに増便がなっていくということはないと思うんですけども、そういった増便なり減便なりに伴って、この予算はふえたり、イベント費用というふうに私は受けとめましたけれども、そういった形でいつもそういった感じになるのでしょうか。要するに、当初始まったこの企画開発費の中で、促進事業というのはたとえ増便になっても減便になっても対応できるものなのではないのですかということを質問いたします。

**議長** 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

---

午前10時53分 再開

**議長** 再開します。

**まちづくり課長** 当初報償費というふうなところがとられていなくて、総会の後、こういうふうにはぜひこの辺の増便された関係で、この利用率を維持しようと、上げようというふうなことで、県と各市町村が話し合いの中でこういうふうな方針を決められたというふうなことで、よろしくをお願いします。

**4番** 各市町村ごとのそういう話し合いの中で決まったというのはある程度理解はできますけれども、その会議の中で企画開発費というのは、山形空港促進事業というのは123万円、(「12万3,000円」の声あり) 済みません、間違えました。12万3,000円プラス各市町村から集まってきたお金で運営していると思うのですけれども、その金額の中でその促進事業をできるんじゃないかというような、そういう議論というのはなかったのでしょうか。つまり、名古屋便を増便するから、またこういう補正を各市町村に要求してイベントをしていきたいと思いますというような話し合いだったのでしょうか。

**総務課長** これにつきましては、官民が一体となって山形県の飛行機を山形県のほうに飛ばそうということで、一旦名古屋便についてはなくなっていたわけですが、今回復活したというふうなことで、それで今までの予算は大阪便とか東京のほうに行く便に対していろいろ特典を与えたり、負担をしながら官民一体となって県のほうで推進協議会をつくってやっているというふうなことです。それで新たにこういった路線が開拓されましたので、そちらのほうについて負担をしてほしいと。こういうイベントをしたいというふうなことで提案があって、4月の総会でそういうふうになったというふうなことになります。

それで、一番の問題は稼働率が下がるとその路線が廃止されますので、やはり名古屋と

ますとビジネス関係の方がいっぱい来るというようなことで、それが開設することによって山形県のほうにもいろんな企業誘致ができるというふうなことで、そこら辺について県のほうでは強く力を入れたいというふうなことで、市町村並びに関係する機関のほうも了解を得て、その予算ではなく新たに追加してやりましょうというふうなことになったということでございます。

**1 番** 20ページ、11款災害復旧費2,715万円の事業箇所はどこでやるか、ちょっとお願いできれば。  
**地域整備課長** 災害復旧費の箇所でございますけれども、太郎野の入り口の手前の今現在崩落している箇所の災害になります。この箇所については、昨年9月に災害査定を受けたわけなのですけれども、災害査定を受けて発注しようとした段階に、発注する1日前に再度崩落したということで、今現在調査して、県と国と協議を行っております。それで、その結果増加というような形で再度査定を受ける計画でおりますけれども、国のほうの判断が今のところまだはっきりしていない状況でございます。しかしながら、査定を受けるために設計、それから工事費を置いておかないとうまくないものですから、その事業費というような形で今回提案を上げさせてもらっております。災害箇所はその1カ所だけです。

**1 番** あその地区は地すべり地区地帯とって、毎年のように地すべりが起こるような状況で、年々工事がかさむような状況かと思えますけれども、むしろ思い切ってもっと画期的な工事をやって、地すべり対策ができないかなというような形を思うところでありますので、まず今後、いろんな計画で復旧工事をやっていただきたいと思えます。

あと、質問項目が本来であれば8款3項に行くかと思えますけれども、いいですか。

**議長** 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

---

午前10時59分 再開

**議長** 再開いたします。

**8 番** 18ページになります。8款4項の住宅整備事業費ですけれども、ここで4,500万円ほど補正をしておりますが、この内容を見ますと測量設計の業務委託と工事請負費というふうになっております。当初から見まして約5割増しというふうな補正になるわけですけれども、この内容について伺います。

**地域整備課長** この内容につきましては、JAスタンドの跡地に駐在所の建物が建つ計画がございます。それとともに、その残地分について結構敷地が余るものですから、そこにメゾネットタイプの2世帯分の町営住宅を建設してはどうかということで、このたび提案させていただいております。

詳しい内容としましては、今現在子育て支援住宅の5世帯分のメゾネットタイプの住宅がご



ございますけれども、それと同じタイプの2世帯分というような形になります。それとあと、測量設計業務委託については、設計の監理業務委託ということで300万円を提案させていただいている状況でございます。以上です。

**8番** そうしますと、新たに定住促進住宅を新設するということのように思いますが、今後のスケジュールは、これからどういうふうな形で今計画をしているのか伺います。

**地域整備課長** 今回この議会で承認していただければ、設計を上げて、それから建築確認申請を提出します。建築確認申請については1カ月程度かかると思うんですけれども、それが来次第工事のほうに取りかかるというような形になると思います。

**4番** ちょっと後先になるような感じがしますけれども、14ページの財産管理費の中の用地購入費1,700万円ということで、前の質問と関連しているんだろーと思いますけれども、この土地の利用方法について、どういった考えを持って購入するのか、どういう計画があるのか質問いたします。

**総務課長** これにつきましては、前の総務課長のほうから引き継いで議会のほうにも説明していると思いますけれども、旧JAの給油所跡地の購入になっております。1,734万5,000円、坪当たり3万5,700円で購入したいと考えております。

それと、その使い方でありまして、警察のほうの堀内と舟形の駐在さんが来年4月から統合して1つになります。その建設用地500平米をとってほしいというふうなことで、その面積をそこから引いて、残りについて、先ほど矢野課長が言った住宅を建設するというふうなことになります。

ただ、前の歩道の計画がまだはっきり正式には説明がされていませんが、そこに歩道を国交省のほうで、今車が子供たちの歩いている歩道に突っ込んでいったりするというふうなこととか、雪の堆雪場所の関係で歩道整備が計画されております。それと、そのT字路について左折レーンを創設したいというようなことがありまして、その歩道用地についても旧JAの給油所跡地のところの分を拡幅してするというふうなことになっています。

それから、佐藤武憲さんのほうから雪をちょっと自分のうちだけで処理できないということで、JAさんのほうの土地を譲ってほしいというふうなことで、6メートル程度譲ってほしいということについては、農協さんのほうでも佐藤さんのほうから言われているということで、そこら辺については農協さんのほうでも本人のほうから町に対してもそういう要望があったので、その辺については分筆をして、その分筆の費用を上乗せして、その分について奥のほうですけれども、そこを町のほうで一旦払い下げてから売却をしたいというふう考えています。

**4番** 大体内容はわかりましたけれども、メゾネット式の住宅も建てたいし、駐在所も置きたいということですが、今の保育所の脇にも、あそこにも支援住宅を建てる予定だということもあ

りますし、また違った形でのそういった土地利用という考えはないのか質問いたします。

**議長** 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時06分 再開

**議長** 再開します。

**総務課長** 今現在、矢野課長のほうで5連棟のメゾネット式の住宅を建設しようとしています、そちらのところの面積が結構大きい広さになっています。それで、保育所の手前といいますか、そちらの土地についてももう1つ5連棟のやつが入るのかどうかを今検討中ですが、若干買収が必要ではないかと、追加買収が必要ではないかというふうなこと程度の検討の段階であります。

**1番** もう一度災害復旧費のことで、無理くりになるかと思えますけれども、災害復旧費は災害がなった箇所以外には、災害予定されるような見込みのところは直せないのかなと思えますけれども、今現在光生園が移設しようとしているような状況の中で、あそこは水害の危険性がある区域であろうかと思えます。そこに舟形川というやつがJRの間に挟まれております。その河川が昨年度、大雨、ゲリラ豪雨がすごく降ったときに、もう30センチメートルほどで川が氾濫するというふうな状況でありました。当初の河川費644万円の中で、そういうふうな調査費並びに土砂改修費が組まれているのか。要するに、危険区域ではどの程度調査して対策をとっているのか。この災害復旧費の範囲で聞かせていただきたいと思えます。

**地域整備課長** 公共土木施設災害復旧につきましては、現在は雨の量が該当した場合にだけしか災害復旧として上げることはできない状況にあります。それで、町の災害として、河川・道路ですけれども、金額は60万円以上にならないと申請できない。60万円以下になってしまうと失格ですので、ぎりぎり60万円というのは、まずあり得ないというような形になります。

今、佐藤議員が言われた舟形川ですけれども、舟形川は1級河川の県管理の河川となっております。あの河川については、以前も災害復旧で全面的に八ヶ岳建設から下のほうは護岸を張って河川改修というような形で行っておるわけなんですけれども、ただやっぱり現場を見ますと土砂堆積等がかなりありまして、河川が浅くなっているような状況でございます。県のほうにその土砂排除についても申請しているところでございますけれども、なかなか最上管内全域というと県も手がつけられない状況でありまして、ところどころできる範囲でやっているような状況でございます。

前もって災害にならないように対処するというようなことはなかなか難しいと思うんですけれども、光生園もそこにできるというようなこともありますので、県のほうにお願いしまして土砂排除等の堆積物をできるだけ早く取っていただくような形で、今後県と相談して対処させていただきますような形に持っていきたいと思えます。

1番 要するに雪解けした後に、地元の伊藤県議が現地を確認しているはずですが。今言われているように光生園の建設予定地でもありますので、町のほうでもあそこの用地を強く勧めた範囲もあろうかと思えますので、ぜひとも河川の土砂を撤去して、災害等が起こらない未然の対策をぜひしていただきたいと思えます。

なお、あそこの土砂に関しては、河床が全般的に上がっているというふうな関係で堆積物がたまってしまふ頻度が多いというふうな状況です。これは舟形川のみならず、下流域のほうで全般的に河床が上がっている関係でのみ込みづらくなっているということがあり、農業災害等につながろうかと思えますので、事前に調査をして対策を講じていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第35号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第5 議案第35号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑を求めます。質疑ありませんか。

8番 補正といいますか、節間の補正ということになるようですけれども、工事請負費を1,600万円ほど削って委託料にするというような中身でありますけれども、これは何か予定していた工事を行わないとか、取りやめたというような内容で捉えてよろしいのでしょうか。

地域整備課長 当初予算で工事請負費が……。

議長 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

議長 再開します。

**地域整備課長** 工事請負費を当初1億2,440万円見込んでいたわけなんですけれども、今回補助金の決定額に伴ってちょっと予算を組み直ししております。この事業は全体で5億円ほどの事業費がかかります。26年から平成28年度を予定して計画しておりますけれども、その中で今年度当初予算で測量設計業務委託料につきましては、一部分見ていたわけなんですけれども、補助金の内容をちょっと変更しまして、工事請負費を減額しまして、全体の委託費ができるような形で組み直ししております。それで、内容としましては水源施設、それから浄水施設、配水施設、中央監視施設というふうな形で4つの施設がございますけれども、それぞれの設備設計等についての業務委託というふうな形になります。そのために今回工事請負費から1,600万円を減額しまして、委託費のほうにその分を増というふうな形で置かせていただいております。

**8番** 先ほども同じような質問があったわけなんですけれども、工事もやっていない段階で当初予算から工事費を減額する、そして測量設計のほうに回すと。何か我々から見ますと、工事をやった段階で当初よりも安く上がったのでその分を前倒ししたと、こんなであればわかるのですけれども、全然やっていない段階から、「補助金の関係」と言われればああそうなのかなと思わざるを得ないのですが、どうもわかりにくい部分があるような気がします。であれば、当初からある程度余裕を持って組んでおいて、あとは工事が入った段階での補正でもいいのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そのやり方について少し質問したいと思います。

**地域整備課長** 補助事業につきましては、補助金申請ということで年度初めになる前にまず予算申請するわけなんですけれども、その段階で町が要求する金額に対して国がどの程度つけてよこすかまだわからない状況でございます。それで、県とも相談しながら、このぐらいなら大丈夫ではないかというようなことで申請するわけなんですけれども、その申請額が増減することによりまして、町の予算についてもちょっと若干変わってくるような状況がございます。

それで、このたびは委託費については、まず今年度必要な分だけを見ようと思って置いたわけなんですけれども、補助金が結構ついてきたこともございまして、その分で全体の委託費、今回5億円分の事業費の全体の委託する分、図面等ですけれども、それを全部まずやってはどうかというようなことで、県の指導もありましてそういうふうな形にさせていただいたというような状況でございます。そのために1,600万円を今回委託費のほうに増嵩させて、工事費からその分を減らしたというふうな形にございます。

**8番** 当初見込んだ以上に補助金がふえてというかついたのであれば、何で工事費を減らしてこちらのほうにつける必要があるのかなと思うわけです。では、先ほどの論法でいきますと、工事費は申請した以上に補助が減額された。それで、そういうことなのでしょう。そうであればわかるのですけれども、総枠の中で見込み以上の補助金がついたのであれば、何も工事費

を減額して測量設計のほうに回す必要はないのではないかというふうに思うわけです。

それともう一つは、財政のほうにいきたいのですが、今回、額の補正はなくて節の中の移動なわけですけれども、こういう場合でもやっぱり一応補正として組まなければならないのかなと。ある程度終わった段階でというか、最終的に決算のような段階で調整してもいいのかなというふうに思うわけですけれども、その辺のやり方というのはどうなっているのか。この2点お願いします。

**地域整備課長** 当初予算を組む段階で、当初予算は前年度の12月ごろ組むわけなんですけれども、その段階でまず補助事業の補助金というのがわからない状況でございます。それで、今回補助申請しまして、補助金額が決定になってくるわけなんですけれども、その中で当初予算の額は変わらないので、中だけの移動ですので、当初見ていた予算の委託料がございまして、それを一部の委託料を全体の委託料に変更して今回はさせていただきたいというようなことの中での予算の変更というような形になります。

**総務課長** 予算につきましては、流用というふうなことでのお話であろうと思いますが、金額が1,660万円ということで大きいということがあって、工事費のほうに先ほど矢野課長が言ったように1億2,240万円ほどあったのに、それが最終的に決算的に変わっていたというふうなことになる、議決の上でも問題があるであろうというふうなことで、こちらのほうを早く発注したいというふうなこともあって、流用というふうなことではなくて補正できっちり予算をとって皆さんのほうに説明をして、それで発注をするというふうなことが正しい選択であると考えております。

**4番** じゃあ同じ30ページで、そうだとすると、その工事請負費の1,600万円分のマイナス分の工事というのは、どこを削っていくわけですか。

**地域整備課長** 当初で水源施設の機械電気計装設備ということで見ていたわけなんですけれども、ポンプ室の部分です。その中で、当初5,470万円見ていたわけなんですけれども、その中の内訳としまして機械電気計装設備で4,300万円というふうな形になります。それから、ポンプ室の築増分ですけれども、これは変わらないですね。今の部分だけです。水源施設の機械電気計装設備の部分だけで1,100万円ぐらいは、当初5,470万円に対して4,300万円になりますので、1,170万円が減額になります。それに対して諸経費がかかってきて1,600万円という減額というふうな金額となっております。

**4番** そうしますと、この事業は何カ年かにわたってやるうちの26年度分ということで、ことは水源地の改良工事ということになっています。それで、その水源地の改良工事の部分の1,600万円分の今言われた工事を削減して委託料に回すということになったわけですから、この簡易水道事業、つまり富田とかのそっちの方向の水源地の水量というんですか、そういったところに影響が出ないのかなというところが懸念されるわけですけれども、そこら辺のところは大丈

夫なんでしょうか。

**地域整備課長** 小松の今の水源地はそのまま使っている状態で、小松の水源地の建屋を隣のほうに建てまして、それで井戸はそのままです。井戸はそのまま、その井戸に新しい建屋のほかから増設するポンプのパイプを入れて新しい建屋に引っ張っていくというような形になります。ですから、現在の富田方面、堀内方面に行く水道については、全然支障がないような状況で工事を進めるというような形となります。

**4番** 水源地というか水量等に問題はないということだと、例えば27年度の浄水場の構築工事とか、28年度も構築工事とか、監視施設設備というのは入っているみたいなんですけれども、何年度にこのなくなった分の工事をを行うと、1,600万円分の工事を何年度に行うという計画でいるわけですか。

**地域整備課長** 今年度1,600万円減額になったものですから、ことしは追加予算というのはまず無理かなという感じはしますけれども、追加予算が来れば今年度対処はできると思うんですけども、その分については次年度以降というような形になるものと思います。

**7番** 当初予算の執行について、全体についてお伺いします。当初予算の概算要求は11月、12月から始まって、3月定例会で……

**議長** 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

---

午前11時29分 再開

**議長** それでは再開します。

質問ありませんか。

**2番** 30ページの質問内容等について、これまでいろいろ答弁があったわけなんですけれども、何回聞いても、工事請負費1,660万円を減らして委託料1,660万円をふやしたというようなところの根本的なところが理解できないんです。もう少しわかりやすく答弁をお願いします。

**地域整備課長** このたび委託料をふやしたという件につきましては、最初一部分の委託料しか見ていなかったわけです。今年度事業をするために必要な委託料しか見ていなかったわけなんですけれども、1,660万円をふやしたことによって全体の委託料が、設計するための委託料が見られるということで、その部分を1,660万円ふやしたという形になります。一部分しかできなかった委託料を全体の委託料に変えたというような形になります。

**2番** そうしますと、当初予算で考えておったことが間違っていたから、工事請負額をことしの分を減らして全体の委託料のほうに足したというふうなことの補正を今回上げたということですか。

**議長** 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

---

午前11時39分 再開

**議長** それでは再開します。

**地域整備課長** ちょっと説明不足で大変申しわけございませんけれども、1,600万円の委託費増につきましては、県との協議もございまして、全体計画の中で測量調査委託費をまず最初に行って、計画を立てて、それで工事を持っていったらどうですかというようなことの指導もございましたものですから、そのようなことで最初は測量設計委託業務のほうを優先させたという形で1,600万円が増になったということです。

**2番** 最初から県の指導があったというようなところを、はっきりもっと大きな声で言ってもらえばわかったのかなというような感じがします。以上です。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第36号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第6 議案第36号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** 議案書23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
平成26年6月9日提出 舟形町長。

提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。

提案理由。一般廃棄物処理手数料である町指定袋の種類をふやすため条例改正を提案するものでございます。別添資料になりますけれども、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

対照表25ページになります。ただいま提案理由で申し上げました内容に補足をさせていただきたいと思います。新旧対照表の第2条、第17条並びに第20条につきましては、上位法による規定内容を整理するために事項を追加、条文を改正するものでございます。

このたびの改正といたしましては、一般廃棄物処理手数料の町指定袋についてでございますけれども、現在家庭系ごみの収集につきまして町民の皆様には、燃やせるごみ袋標準サイズと大きいサイズ、加えて燃やせないごみ袋大きいサイズの3種類の袋を使用させていただいております。燃やせないごみにつきましては、現状といたしまして袋が大きいことから、衛生ステーションまで運んでいくのに重みがあるため途中で袋が裂けてしまうこと、また余りためないうちに頻繁に処理をしたいというふうなことから、小さいサイズの袋が欲しいということで、町民のご意見もあった次第でございます。その対応といたしまして、このたび新たに小さいサイズの燃やせないごみ袋1枚40円のを追加することといたしました。以上のことから条例の改正をお願いするものです。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

手数料の内容につきましては、別表第1に記載されているとおりでございます。現行の燃やせないごみ袋1枚50円を燃やせないごみ袋大1枚50円に改め、その上の上段に燃やせないごみ袋1枚40円のを加えるということでございます。

また、この条例につきましては、別表の表示とありますけれども、表の形態となっていないことから、このたび別表第1、別表第2とも表記述に改めた次第でございます。別表第2につきましては、内容の変更はございません。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。質疑を求めます。質問ありませんか。

**3番** まだ時間があるようなのでちょっと質問します。

今説明がございました25ページのことで指摘をしようと思って朝来たら、差しかえということで大変残念でございますけれども、あわせまして新旧対照表のどちらでもいいですけども、第20条に旧の条項で第7条というのがございますよね。これは今、課長の説明ですと上位規定が変わったから云々という話があったんですけども、この条例そのものを見ると第7条というのが違う条文なんですよね。これはもともと間違っているんじゃないですか。間違っているやつを今回直すんですよね。それで、今回の提案理由に、ごみ袋の変更をするから条項の第17条、第20条を直すのだという説明なんだけれども、ちょっとそこは違うと思うんですけども、そのあたりどうですか。

**税務福祉課長** ただいまの斎藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃられるとおり、既存の条例につきましては第7条というふうなことで、「清潔の保持」というような内容で記載されております。それで、今回上位法というふうなことで説明をくくりまして申し上げたのですけれども、市町村とかそういうふうな条例の内容を見まして、町



の条例とこの第20条との関連に誤りがあるというふうなことがわかりまして、今回改正をさせていただいたところでございます。以上です。

**3番** そういう誤りがあるのであれば、提案理由でゴミ袋40円をふやしたからという改正の提案ではなくて、今までのこの条例が間違っていたんだよとはっきり言わないと、皆さん誤解すると思うんですよ。何で第17条、第20条をゴミ袋をふやすために直すのだということになってしまいますので、そのあたり今後こういう同じようなことがあれば、間違いは間違いとしてははっきり言ったほうがよろしいと思うのですけれども、総務課長どうですか。

**総務課長** ご指定されましたので私のほうからお答えいたしますが、今の斎藤議員が言われたようにすべきであるというふうに考えておりますので、次回からはこのようなことがないようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

**4番** 燃やせないごみの小さい袋が欲しいという町民の声を聞いて、今回そういうことを設置したということで、それは大変よろしいことだなと思います。この燃やせないごみの小さい袋のほうのリッターというのは、燃やせるごみの小さい袋と同数量になるのかということ、何リッターぐらいのサイズダウンになるのかという質問と、あとこういった燃やせないごみの小さい版というのは、他町村ではその導入がされているのでしょうかという質問をさせていただきます。

**税務福祉課長** 4番議員さんのご質問に答えさせていただきます。

容量につきましては、袋のサイズ、縦横というふうなことの把握がちょっと私はしていませんので申しわけないのですけれども、ただ容量的には燃やせるゴミ袋のサイズと燃やせないゴミ袋、今回新たに設けたものにつきましては、金額が同様であることから同じサイズというふうなことでございます。

あと、他町村の燃やせないゴミ袋の内容につきましては、新庄市のほうも参考に聞いてみたのですけれども、やはり燃やせないゴミ袋については複数用意しているというふうな内容でございます。以上です。

**4番** 新庄市だけのことしかわからないですかね。というのは、本来他町村のゴミ袋の小さいのが例えば導入されているとすれば、舟形町が町民の声を聞いて小さい袋の導入をするようになったというのは、これはいいことなんですけれども、他町村が例えば導入をもう既に終わっていて、今舟形町がこれから導入するということは、それだけ町民の声が届きにくいということを示していると思うんです。ですから、そういった事例をもとに、自分たちがどれほどの町民の声を行政執行に生かしていくのかというスピード感を持っていただきたいということなんです。いただいたということはすばらしいことなので、そういったところをぜひ今後注意して、ぜひ行政執行に役立てていくのか、そういったことをやっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

**税務福祉課長** ただいまのご意見をお伺いしました。大変ありがたく思います。

それで、先ほど新庄市というふうなことを申し上げましたけれども、真室川町であったりとかその郡内の市町村のほうも確認させていただいております。この袋につきましては、処理に同じ処理場を使っている関係で、本来は同じ情報でもって同じような体制をとるのが一番適切かとは私も思います。そういうふうなことで、情報交換なり情報提供なりをスピーディーに、やはり今おっしゃられたとおりにこれからさせていただいて、舟形町がおくれることのないようなことでやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** それでは、これをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 舟形町議会活性化特別委員会の中間報告を求める件

**議長** 日程第7 舟形町議会活性化特別委員会の中間報告を求める件を議題とします。

お諮りします。舟形町議会活性化特別委員会の中間報告を求めたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。

**議会活性化特別委員長** 平成26年6月10日 舟形町議会議長 信夫正雄様。舟形町議会活性化特別委員会委員長 加藤憲彦。

委員会調査中間報告書。本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第46条第2項の規定により下記のとおり中間報告します。

記。1、調査事件。議会の活性化を図るため、議会改革について課題を調査検討。

2、経過。平成25年6月に設置された当議会活性化特別委員会は、議会まち活性化特別委員会(平成23年6月から平成25年3月)設置の活動報告を引き継ぐとともに、新たな課題及び活動にも取り組み、町民の負託に的確に応えられる議会改革を常に念頭に置いて活動を行ってきました。委員会設置期間、平成25年6月12日から平成27年3月31日。

3、委員会の開催状況。第6回幹事会、そして26年4月22日第7回委員会中間報告の検討と  
というようなことを開催しております。

4、調査検討事項について。

(1) 議会のインターネット配信について。

山形県内市町村の実施状況は、平成24年度調査では13市のうち11市、22町村のうち11町村が  
インターネットによる同時中継または録画中継（一部庁舎内中継）が行われています。その後  
も実施する市町村がふえる傾向にあります。10月に視察研修を行った川西町議会では、平成22  
年度から実施しており、その効果について説明を受けてきました。インターネット中継はより  
開かれた議会、迅速で細部にわたる情報提供、紙面では伝えられない議会の様子を伝えるなど  
のメリットがありますが、高額な機器導入費、保守管理の費用と編集などに要する作業事務が  
発生します。このようなことから、町民への通知と町民の意向を把握しながら、議会活性化に  
及ぼす効果と費用について検証する必要があります。

(2) 議員の審議会等への参加の見直し。

現在、町議会議員が委員に就任している審議会等は表1のとおりとなっており、民生委員推  
進会委員、監査委員は法令の定めにより議員より各1名を選出しなければなりません。消防委  
員、斎場委員については、町の条例等によるもので法令による定めはありません。国民健康保  
険運営委員、農業委員は、議員としての資格要件はありません。表1をごらんいただきたいと  
思います。

審議会等の委員の委嘱については、以前から次のような国からの考え方が示されています。  
行政への民意の反映、議員が町の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関と  
の機関対立型をとり、民主的な地方制度の趣旨に反し、適当ではない。

川西町議会においては、二元性を明確にするため、平成14年4月に町機関の委員就任を原則  
廃止としています。当町においても、特に法令による定めのあるものを除き、議会は議員が審  
議会等の委員に就任することを慎むよう検討します。

また、条例で議員を委嘱することを決めている場合は、上記の趣旨により条例改正を要請す  
べきであると考えています。なお、近隣市町村の状況などを検証し判断する必要があります。

(3) 議会基本条例の制定について。

議会基本条例は、議会と議員の活動原則や住民参加を推進することを明文化するものであり、  
住民意思を代表する議会が真の地方自治を実現するために、住民にはどのように向き合うのか  
というルールとも言えます。当議会では、その趣旨を十分理解し、議会活動及び議会改革につ  
いて積極的な取り組みを行っています。今後も、これまで以上に公平、公正、透明な議会運営  
や開かれた議会づくりを進め、情報の提供と共有化を図りながら町民の積極的な参加を求めて  
いく必要があることから、議会基本条例の制定については積極的に検討していきます。

(4) 通年議会について。

通年議会は、会期を通年にするにより常に議会が活動できる状態であるため、専決処分  
の多発を防止し、必要な案件が出た場合は素早く対応できるメリットがあることから、通年議  
会の導入については引き続き慎重に検討を進めます。

(5) 議会報編集委員会の常任委員会制について。

現在、当議会の議会報編集委員会は、特別委員会制となっており2年間の期間で設置してい  
ます。

平成18年の地方自治法改正により、議員は複数の常任委員会に所属することが可能となりま  
した。これを受け、議会だよりの編集・発行活動は継続的なもので、会期の初めの議会で選任  
された常設の委員会で行うのが望ましいとする考えから、常任委員会制を採用している議会も  
あります。議会活性化特別委員会でも検討を行うとともに、議会報編集特別委員会でも検討す  
るよう要請しました。その結果、活動の中身については何ら変わることなく、当面の間現行ど  
おりとし、特別委員会制を継続することにしました。

(6) 団体との意見交換会について。

開かれた議会と町政に民意を反映させるために、議会活性化特別委員会では団体との意見交  
換会を開催することにしました。今年度は、民生児童委員協議会との意見交換会を平成26年1  
月に行いました。議員と民生児童委員から、それぞれの組織と活動の概要について説明をした  
後に、要援護者世帯の見守り活動と除雪支援について4名の民生児童委員から事例提供が行わ  
れました。高齢化が進む中で、ひとり暮らし高齢者の見回り活動と除雪支援に努力している状  
況について、支援現場の生の声が聞かれ、意義深い事業となりました。また、民生児童委員か  
らは、日ごろの活動の労苦を議員から理解してもらったという喜びの声もありました。今回は  
時間的な制限や初めての機会であり、課題解決のための話し合いを深めることはできなかった  
ことは次回の課題であります。今後とも各種団体との意見交換会を実施してまいります。

終わりに、このたびの報告は、前期1年の検討事項を述べたものであります。町民の負託に  
応えるため、残された期間の中で今後とも検討を進めてまいります。以上です。

**議長** 以上をもって、舟形町議会活性化特別委員会中間報告を終わります。

---

## 日程第8 委員会付託の審査報告

**議長** 日程第8 委員会付託審査の審査報告を議題といたします。

請願第1号 猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居撤去及び道路補修に関する請願について、叶内総  
務振興常任委員長より報告をお願いします。

**総務振興常任委員長** 平成26年6月10日 舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委  
員長 叶内富夫。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。付託年月日、平成26年3月6日。件名、猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居撤去及び道路補修に関する請願。審査結果、一部採択。道路補修に関する件。以上であります。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決します。請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって請願第1号は採択することに決定いたしました。

---

## 日程第9 議員派遣の件議

**議長** 日程第9 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

**議長** これをもちまして6月定例会に付された事件は全て終了いたしました。町長よりお礼の申し出があります。

**町長** それでは一言御礼申し上げます。

6月定例議会、きのうの9日からきょうまで2日間の日程で承認案件1件、報告2件、議事案件3件、合計6件の案件につきまして満場一致決議賜りまして御礼申し上げたいと思います。

今、国会でもそうですけれども、40年ぶりの農政の大転換がスタートしております。さらに、人口減少加速への対策として、人口1億人を維持する少子化対策に国のほうで本腰を入れたようであります。この件については、先月5月5日のこどもの日を基点にして、日本の少子化の現況で14歳以下の子供の数は1,633万人、33年連続して減少。さらに人口4,000万人以上の30カ国の中で最低水準で、一向にこの少子化に歯どめがかかっていないという実態が浮き彫りになったようであります。また、民間機関である日本創成会議から、2040年まで全国896自治体で20

歳から39歳の女性が半減するという試算も発表されました。いずれにいたしましても、少子化対策、国が思い切った政策を実行して国土の均衡ある人口対策をしない限り、この課題は解決しないわけであります。町としても厳しい財政の中で、今年度は定住対策の住宅整備、少子化対策の原点である結婚支援の2つの柱で、人口減少並びに少子化対策に取り組んでまいりたいと思います。

さて、平成25年度の会計の出納であります。5月31日に出納閉鎖されたわけであります。一般会計で歳入歳出合わせて1億7,600万円余りの繰越金が確定いたしました。したがって、地方財政法に基づきまして、そのうち2分の1以上の金額8,800万円以上を次の議会に積立金措置したいと思っております。引き続き健全財政の堅持に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、2日間にわたり一般質問並びに議案審議について、議員各位から賜りましたさまざまな意見、あるいは提言等につきましては、課長等会議で精査協議をして、財源、緩急性を重視しながら執行してまいりたいと思っております。

議員の皆さんには、今後ともさらなるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、御礼を込めたご挨拶にさせていただきます。2日間、本当にありがとうございました。

**議長** 以上をもちまして、平成26年第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時06分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 信 夫 正 雄

署 名 議 員 佐 藤 広 幸

署 名 議 員 加 藤 憲 彦